

平成29年度 第4回船橋市行財政改革推進会議

日時：平成29年11月20日（月）

14：00～

場所：市役所9階 第1会議室

次 第

1. 議 題

(1) 受益者負担のあり方について②

(2) 歳出について

(3) 人件費について

(配布資料)

【資料1】 平成29年度第3回船橋市行財政改革推進会議意見要旨

【資料2】 受益者負担のあり方について②

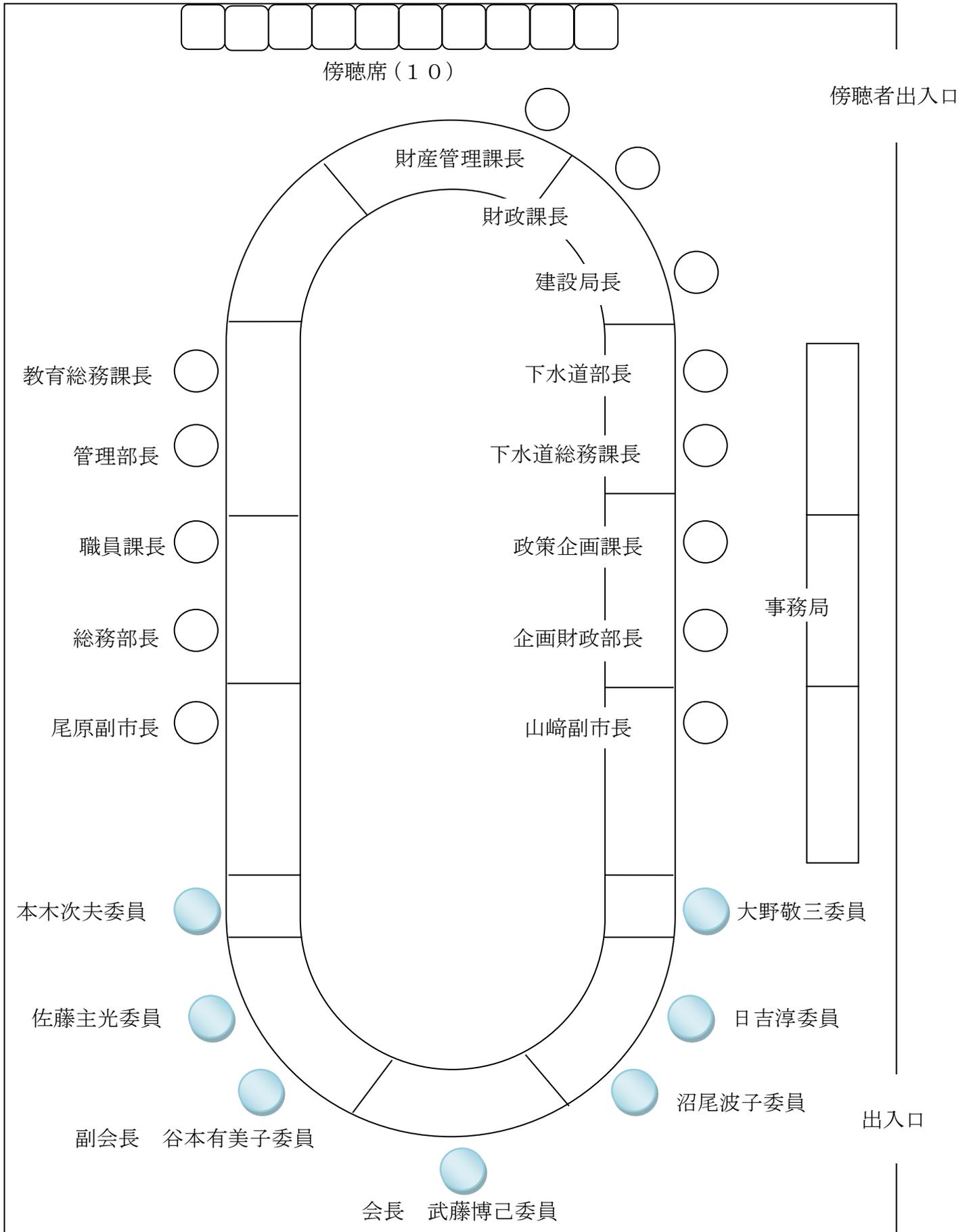
【資料3】 歳出の状況について

【資料4】 人件費について

平成29年度 第4回 船橋市行財政改革推進会議 席次表

平成29年11月20日(月) 14:00~

船橋市役所9階 第1会議室



平成 29 年度第 3 回船橋市行財政改革推進会議
意見要旨

議題 1-1. 歳入の確保について（市税）

- 船橋市の市税徴収率は上昇してきたというが、他の中核市と比べると低い。もっと高い目標をたて、他の中核市と肩を並べられるよう努力すべき。
- 徴税のように専門性を要する職場については、長期的な目線で考えていくことが必要。体制をつくってもその専門性が引き継がれないとケースによって困難な場合もある。専門性を活かした経験・キャリアを職員に積ませていくというやり方も先々考えるべき。
- 専門家が少ないのは自治体共通の課題であるが、ある程度の専門性を確保するのであれば業務に応じて横断的な職員配置を行うことも手段の一つである。
- 債権徴収の業務比較としては、単に徴収率が高いか低いかではなく、実際の業務単位でどこに時間や人を注力しているかを比べることにより、どこが特殊でどこが無駄なのか、また、どこが民間に切り出せてどこに自分たちのマンパワーを注力できるかを洗い出してはいかがか。
- 執行停止は安易に行うのではなく、あらかじめ厳格なルールを定めてやるべき。
- 市税や保険料等の負担を求める一方で、滞納整理をしっかりと行い、加入者や納税者の方の信頼・公平性を確保することが大切である。
- 経済的事情により滞納される方に対しては、福祉部門と連携するなどきめ細やかなケアを行うことが必要。また、払えるのに払わないという方については、税金が最終的にどう活用されるのかという説明を行い、納得していただける関係性を築けるような仕掛けを考えてはいかがか。
- 人口は増えており税収は右肩上がりなイメージがあるが、中長期的な見通しを考えていくことが大切。
- 義務的経費をどのくらい市税で賄えているかという指標をつくることは、税収規模から歳出の規模を考える上での一つのメルクマールになり得るのではないか。
- 制度として徴収率を改善するためには、特別徴収事業者への指定を強化するなど普通徴収を減らすことや、ペイジーの活用による納税のデジタル化も有効である。
- 督促状に対する工夫として、フレーム効果を利用した納税の啓発を行ってみてはいかがか。
- 債権一元化は効果があるが、現年分の徴収率を向上させる取り組みを一層強化する必要がある。
- 滞納整理については一定の効果を上げているが、マンパワーによるところが大きい。期間を定めて集中的に人材を投入することや、アウトソーシング、国税局OBの活用、不動産公売の導入などの検討が今後まだまだ必要である。

- 徴収率の向上はもちろん必要であるが、そもそもの賦課についての改善も考えてはいかがが。

議題 1-2. 歳入の確保について（財産収入・諸収入）

- 公的不動産の有効活用を考えていく上では、民間からの提案をどのように受け付けていくかがポイントになる。
- 学校は地域コミュニティの核を担う場所にあり、廃校後の方針がすぐに決まらない例が多いが、暫定利用が長くなるとそこが既得権化し、後の有効活用に支障が出るケースがある。こうした財産の活用の際の方針を、中長期的なビジョンも前提にしながら考えてみてはいかがが。
- P F I について、事業の選定や民間との交渉、契約においては職員力が問われてくる。
- 寄付や広告収入は、市民一人ひとりや事業所などが自分たちの公共空間を自分たちで運営していくというような住民参加型の体制づくりができるきっかけになる。また、市民に市の財政について興味を持ってもらう啓発活動の一環としてとらえ、その中から意識が変わっていくきっかけになる仕掛けとして考えてみてはいかがが。

平成29年度第4回 船橋市行財政改革推進会議 資料

受益者負担のあり方について②

～今後の下水道事業について～

平成29年11月20日(月)

船橋市 企画財政部政策企画課／下水道部下水道総務課

1 船橋市の下水道事業の概況

○船橋市の下水道人口普及率

現状 (H28年度末現在)

84.3%

行政人口 632,341人 行政面積 8,562ha
 処理人口 533,107人 整備済面積 4,510ha

今後の整備目標

①「船橋市総合計画後期基本計画」目標値

90.0% (平成32年度末)

②「船橋市污水適正処理構想に伴う
 アクションプラン」(平成27年度策定)

平成36年度末までに
 市街化区域の下水道整備を概成

95.0% (平成36年度末)

下水道普及率の推移



○船橋市の5つの処理区と下水処理場

	処理区名	処理方式	処理場
公共下水道	西浦処理区	合流式 (一部分流式)	西浦下水処理場 (船橋市)
	高瀬処理区	分流式 (一部合流式)	高瀬下水処理場 (船橋市)
	津田沼処理区	合流式	津田沼浄化センター (習志野市)
流域関連 公共下水道	印旛処理区	分流式	花見川第二終末処理場 (千葉県)
	江戸川左岸処理区	分流式	江戸川第二終末処理場 (千葉県)

2 下水道事業の財源の基本原則スキーム

下水道事業を運営していくための費用は、下水道施設の建設(処理場・ポンプ場・管渠)に要する事業費(建設費)と、下水道施設の運転・管理等に要する経費(管理運営費)の2つに分けられます。

下水道事業費

建設費

管理運営費

※管理運営費とは
○処理場・ポンプ場の運転や、
下水管の清掃などの維持管理
に要する経費
○資本費(市債の元利償還に要
する経費)

【建設費の主な財源】

- ・国庫補助金(国からの補助)
- ・市債(借金)
- ・一般会計繰出金(公費(市税等))
- ・受益者負担金

【管理運営費の主な財源】

雨水・・・一般会計繰出金(公費(市税等))

汚水・・・下水道使用料(私費)

※次頁の「雨水公費・汚水私費」の原則へ

3 費用の負担

3-1 費用負担の原則



●下水道事業における費用負担の原則 …… 「雨水公費・污水私費」

自然現象に起因するので

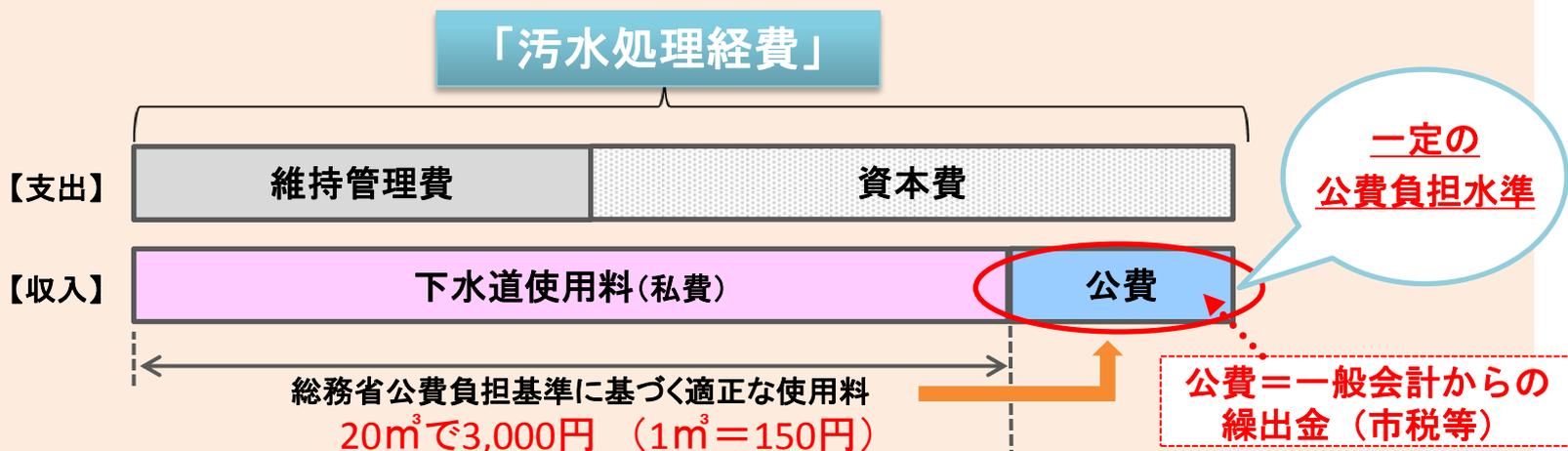
下水道の果たす役割		処理経費の費用負担
雨水	雨などを川や海まで排水し、浸水被害を防ぐ	公費(市税等)
污水	家庭や事業所などから出る排水をきれいにして自然に戻す	私費(下水道使用料)

受益者が特定できるので

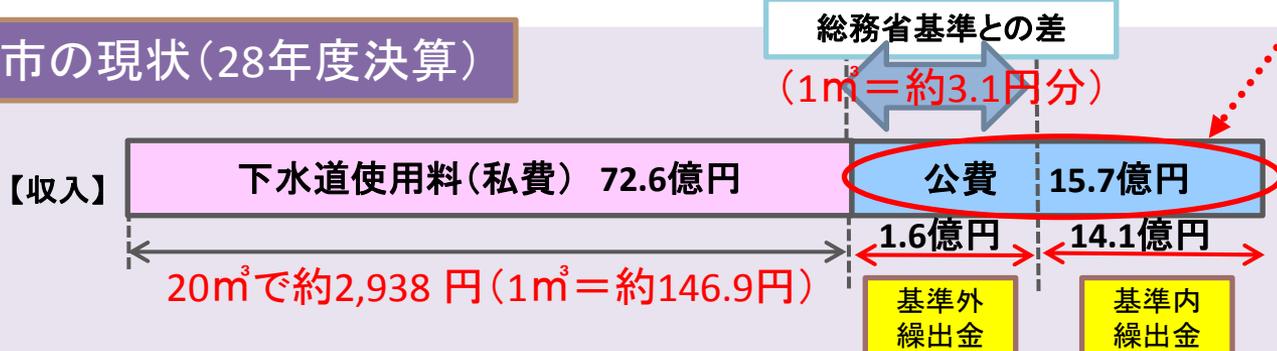
3-2 汚水処理経費にかかる公費負担について

汚水処理経費については、原則は私費(下水道使用料)で負担するとされていますが、一定の公費負担水準が定められています。

総務省が示す汚水処理経費にかかる公費負担水準



船橋市の現状(28年度決算)



船橋市では、総務省公費負担基準よりも低い使用料を設定しているため、総務省基準である公費負担水準との差額を、公費(基準外繰出金)でまかっています。

4 船橋市の下水道使用料について

4-1 船橋市の下水道使用料のこれまでの改定状況

船橋市においてはこれまでに下記の下水道使用料の見直し・改定を行っています。ただし、料金(下水道使用料単価)の実質的値上げについては、平成12年度以降は行っていません。

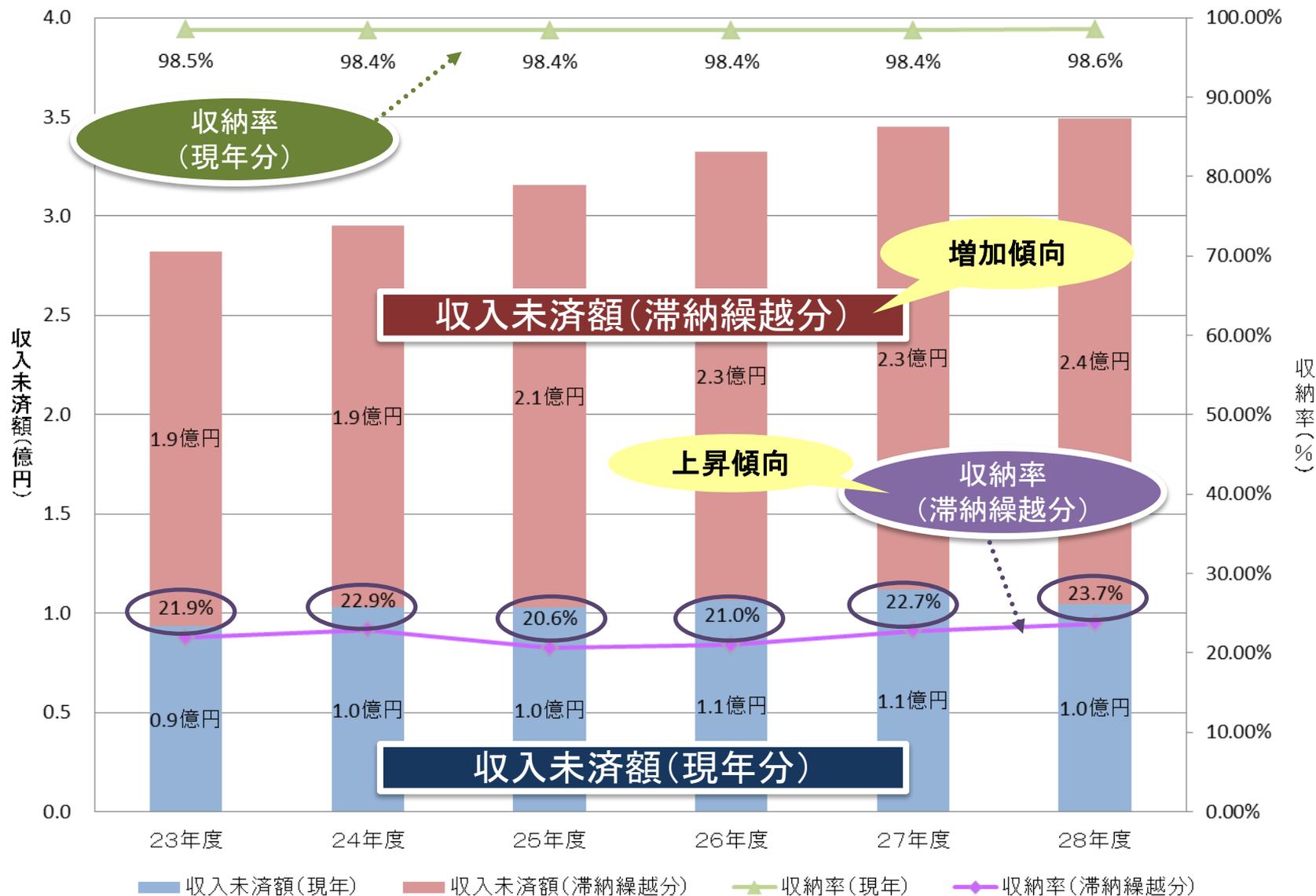
(1㎡あたり単価)

年度	改定内容	10㎡以下の基本料金	基本使用料	10㎡まで	10㎡を超え20㎡まで	20㎡を超え30㎡まで	30㎡を超え50㎡まで	50㎡を超え100㎡まで	100㎡を超え500㎡まで	500㎡を超え1,000㎡まで	1,000㎡を超え2,000㎡まで	2,000㎡を超える部分
平成6年度～	-	810円	-	-	85円	150円	210円	250円	270円	290円	305円	345円
平成12年度～	値上げ	895円	-	-	90円	165円	230円	275円	295円	320円	335円	380円
平成18年度～	制度変更	-	595円	30円	90円	165円	230円	275円	295円	320円	335円	380円

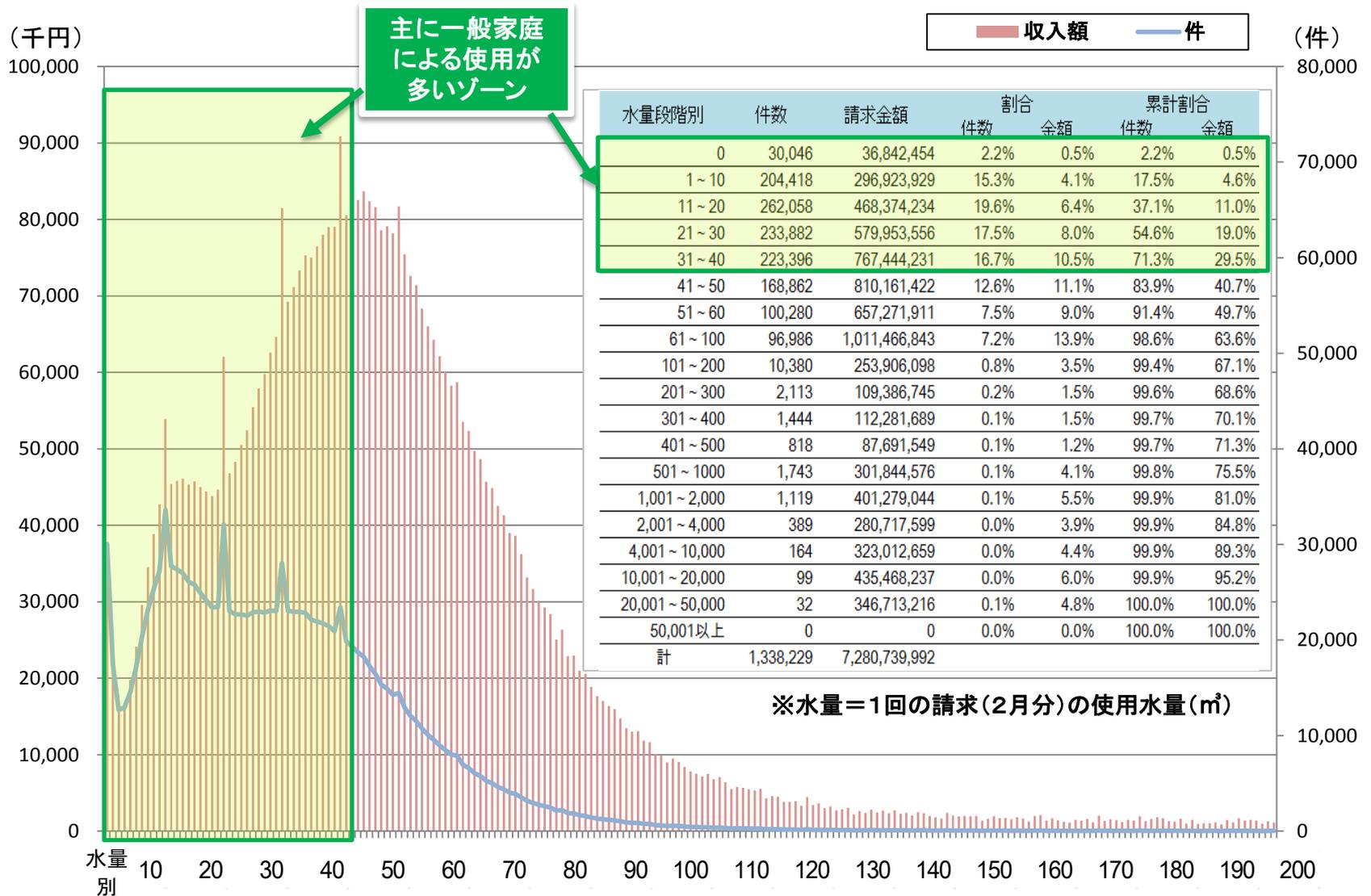
・値上げ

・10㎡以下の基本料金制⇒基本使用料設定
 ・消費税を反映(単価とは別)

4-2 下水道使用料の収納率及び収入未済額の推移



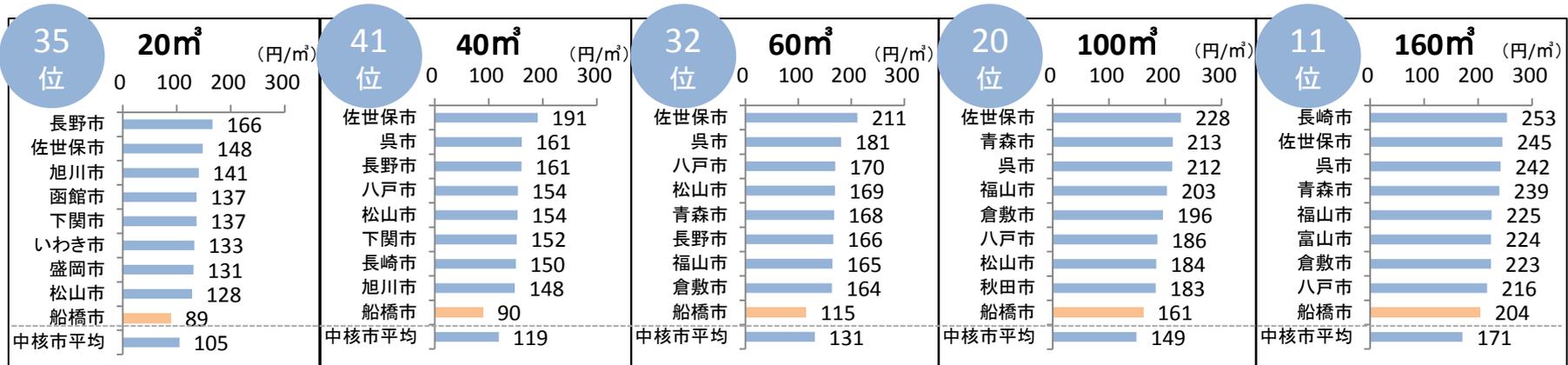
4-3 水量別調定状況（一般家庭・法人）



5 下水道使用料の他市間比較(平成29年度)

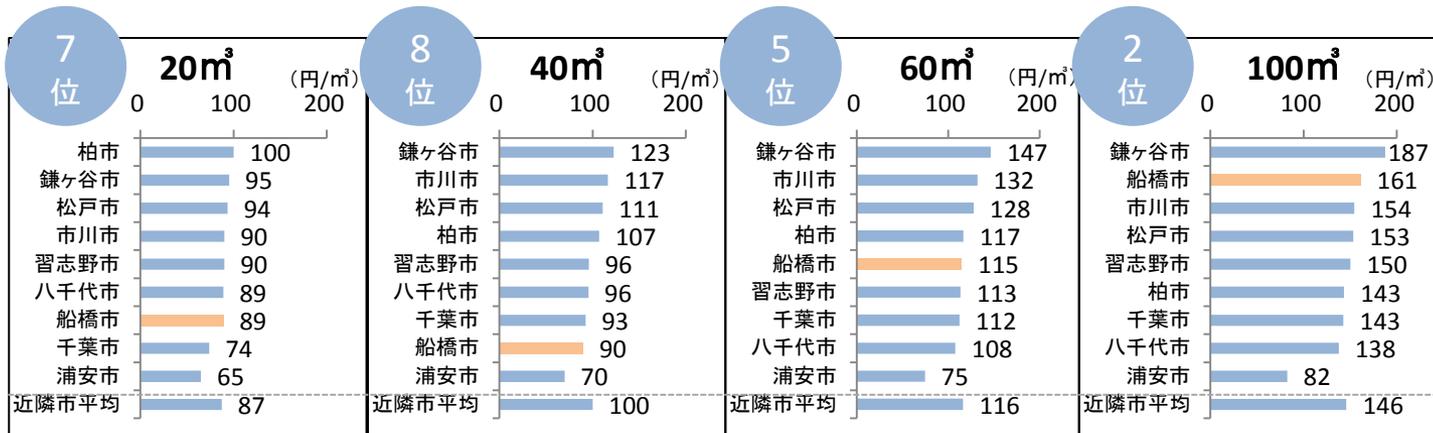
中核市(48市)との比較

1回の請求(2月分)の使用水量あたりの使用料単価(m³/円[税抜き])を比較。



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

近隣市(9市)との比較



60m³(1月あたり30m³)
使用した場合の計算例

- ・基本料金 595円
- ・～10m³まで @30円×10=300円
- ・10m³を超えて20m³まで @90円×10=900円
- ・20m³を超えて30m³まで @165円×10=1,650円

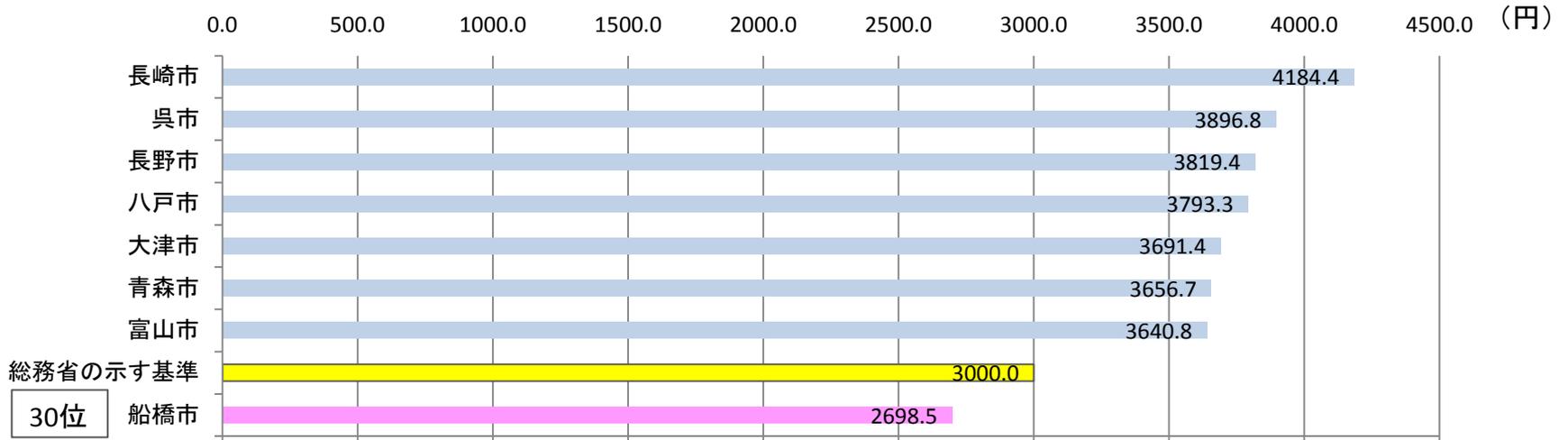
合計 2,850円
(単価算定)
2,850÷30=114.83...
⇒ **115円**

※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

総務省の示す基準（20m³=3,000円）との比較

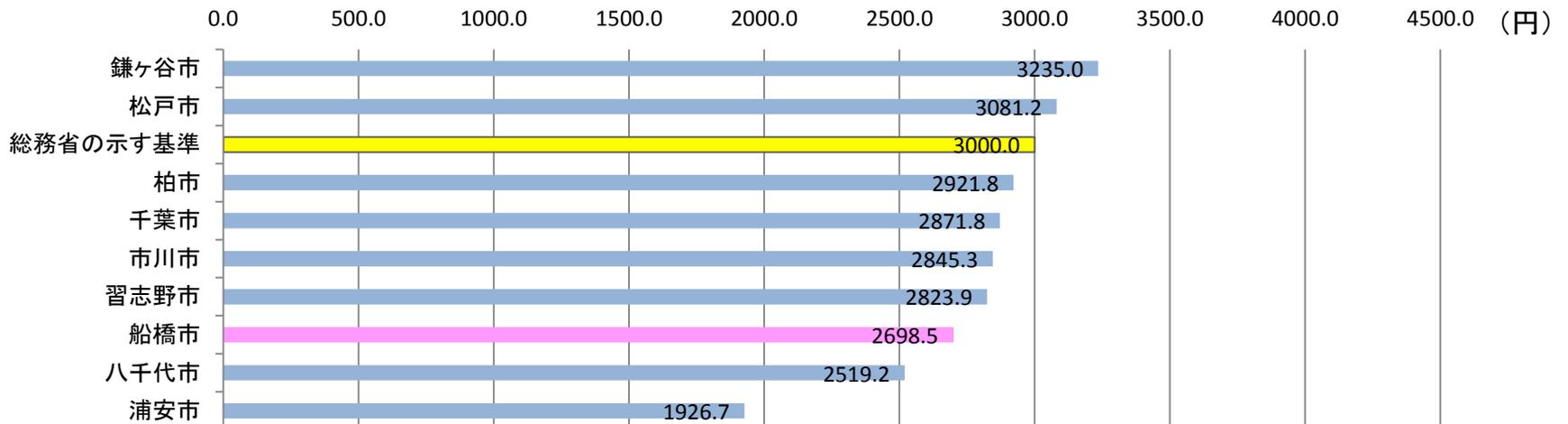
※平成27年度決算統計より試算

中核市（使用料額の高い上位8市）



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

近隣市（9市）



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

6 地方公営企業法の適用（企業会計移行）

6-1 地方公営企業法の適用（企業会計移行）要請について

背景

人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進（総務省）。

「公営企業会計の適用の推進について（要請）」

（平成27年1月27日付 総務大臣通知）

○平成27～31年度までの5年間を集中取組期間とし、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として、人口3万人以上の団体（※）に期間内の適用を要請。
（※人口3万人未満の団体もできるだけ移行）

○移行経費に対する地方財政措置

- ① H27～31年度に限り公営企業債充当可能（充当率100%）
- ② 当該企業債に対する元利償還金に対して普通交付税措置

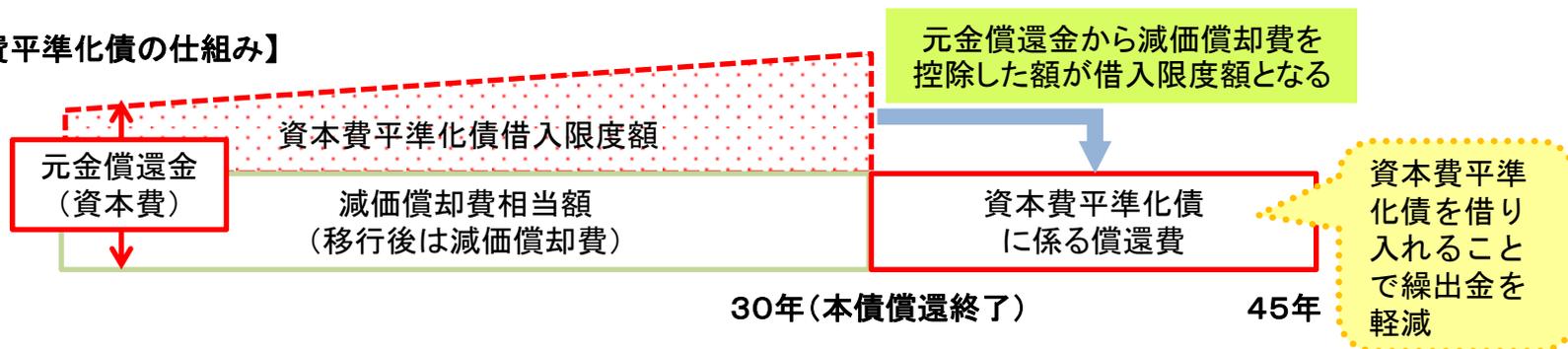
船橋市においては平成30年4月からの企業会計移行

6-2 企業会計移行の影響

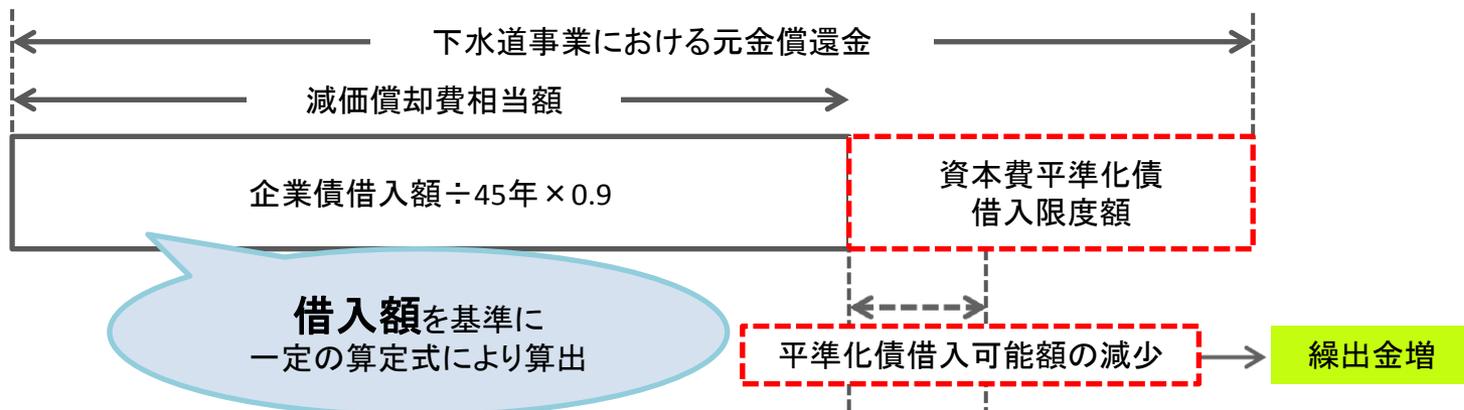
影響
1

資本費平準化債の借入限度額が減少することによる繰出金の増加

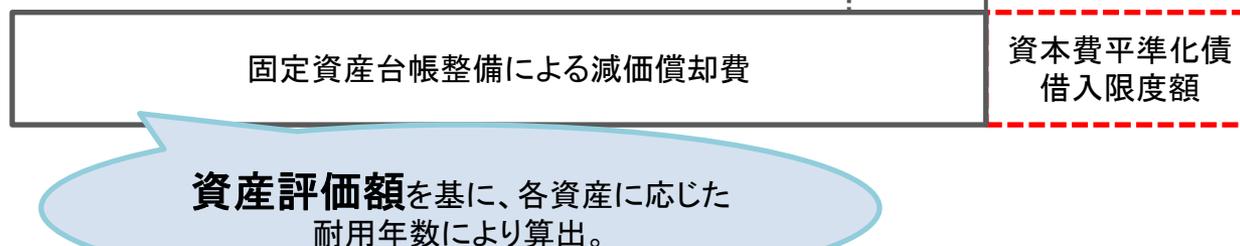
【資本費平準化債の仕組み】



【現行】

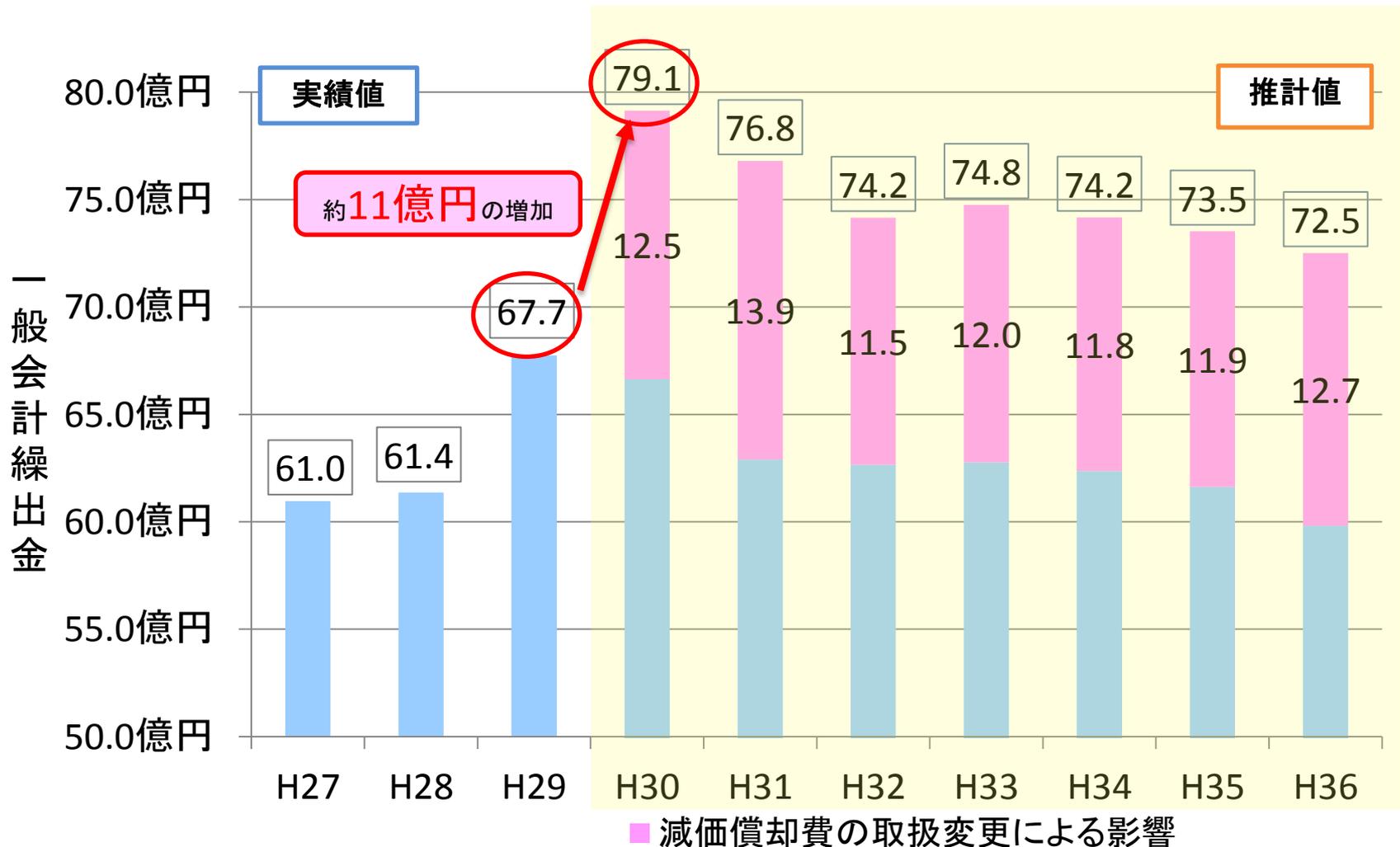


【移行後】



一般会計からの繰出金の推移と企業会計移行による影響額

現状における試算においては、一般会計からの繰出金の大幅な増加が見込まれています。

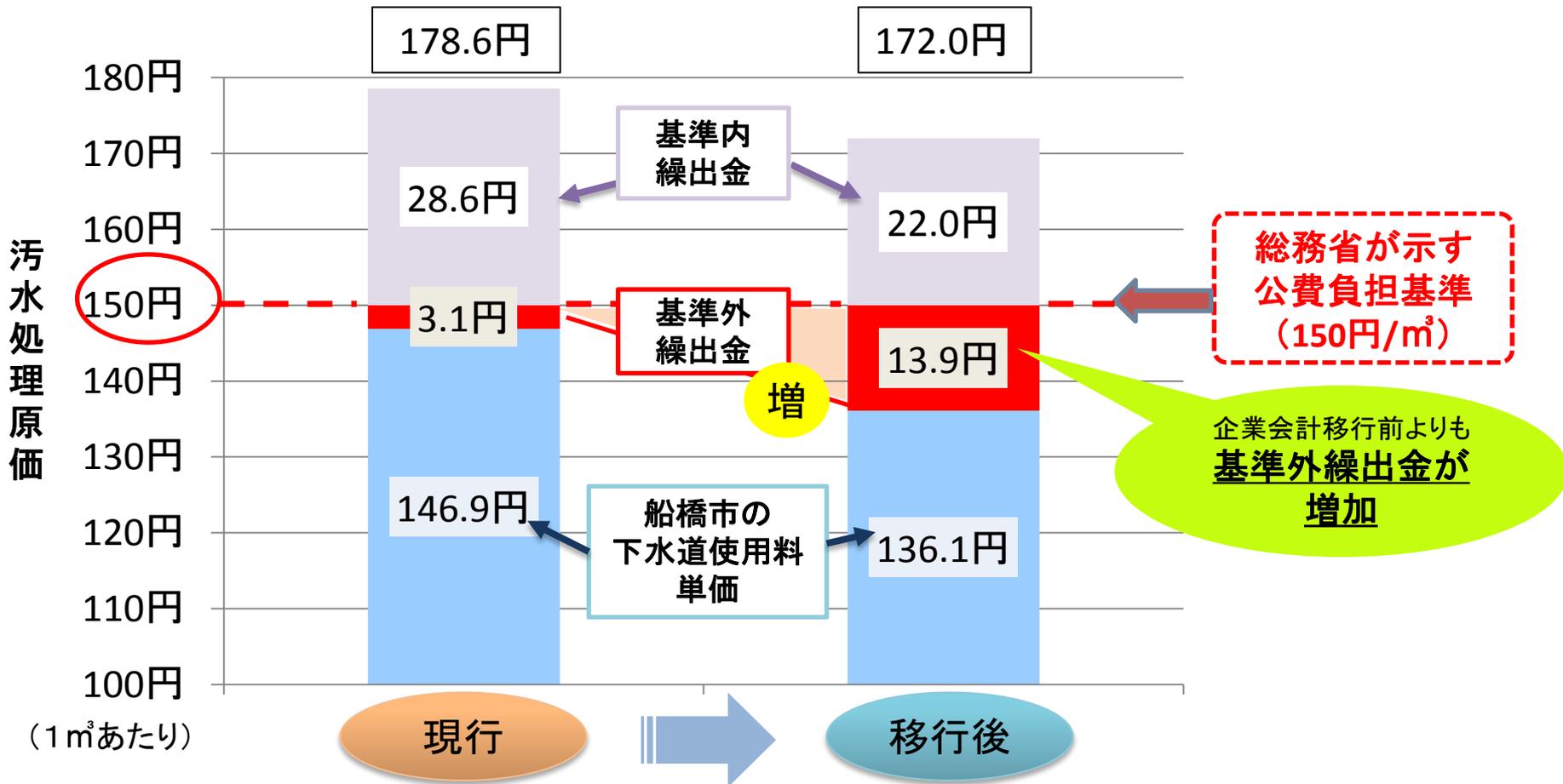


(※H28までは決算額。H29は予算額。H30以降は推計額。)

影響
2

公費負担額の算出方法の違いによる基準外繰出金の増加

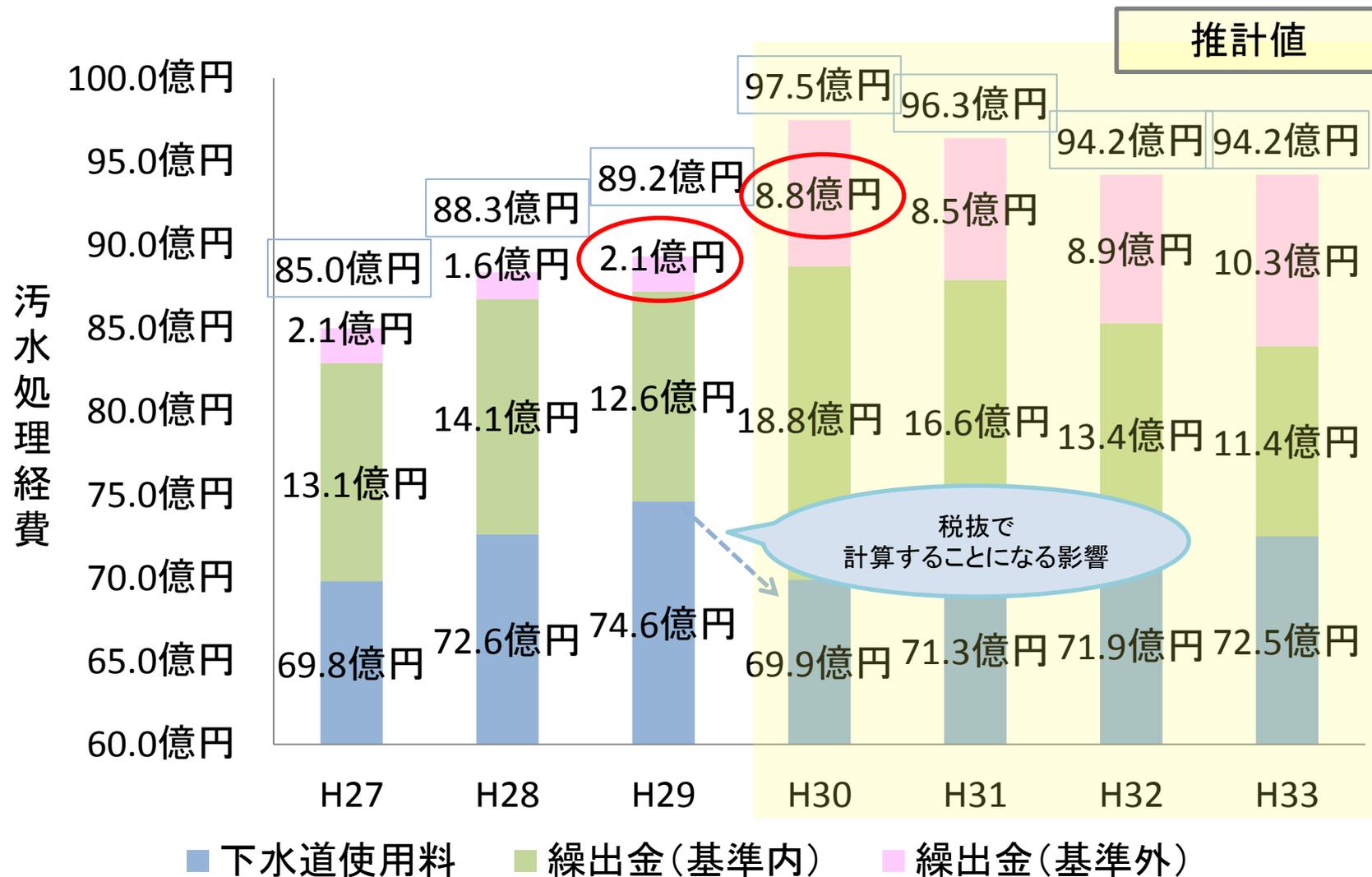
企業会計移行後は、繰出基準に基づく公費負担分の算定に際し、税込で計算していたものを税抜で計算するよう変更されるため、**基準外の繰出金が増加**します。



※費用水準・料金体系を維持する前提で、平成28年度決算額と平成28年度決算額をベースに、企業会計移行後の方法で使用料等を算定した場合の污水处理原価等について試算。

汚水処理経費の財源内訳の推移（推計）

企業会計に移行する平成30年度以降、基準外の繰出金が増加する見込みです。



7 下水道使用料算定に関わる要素

経費の負担区分（私費負担・公費負担の程度）

対象経費・算定対象期間

需要(水量)予測（人口、開発、大口の進出・撤退）

事業計画（新規面整備、改築・更新計画[ストックマネジメント]）

維持管理費・資本費の推計（元利償還金、減価償却費の推計）

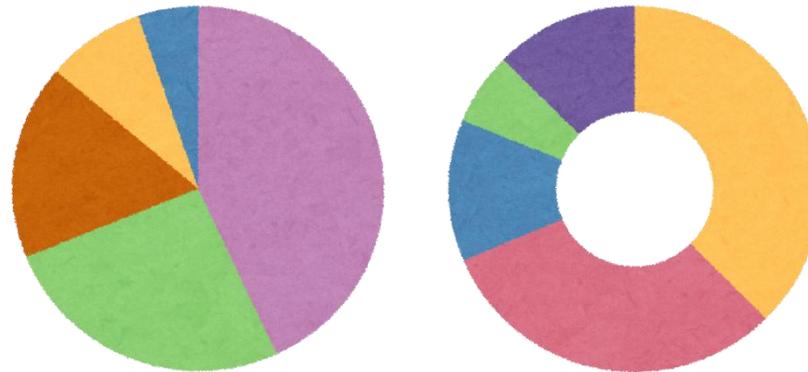
使用料体系（誰に[事業別・階層別]）、いくら(累進度等)

その他（地方財政措置[最低限行うべき経営努力]、生活保護受給世帯減免 ほか）

第4回船橋市行財政改革推進会議資料

歳出の状況について

～船橋市における歳出の状況等について～



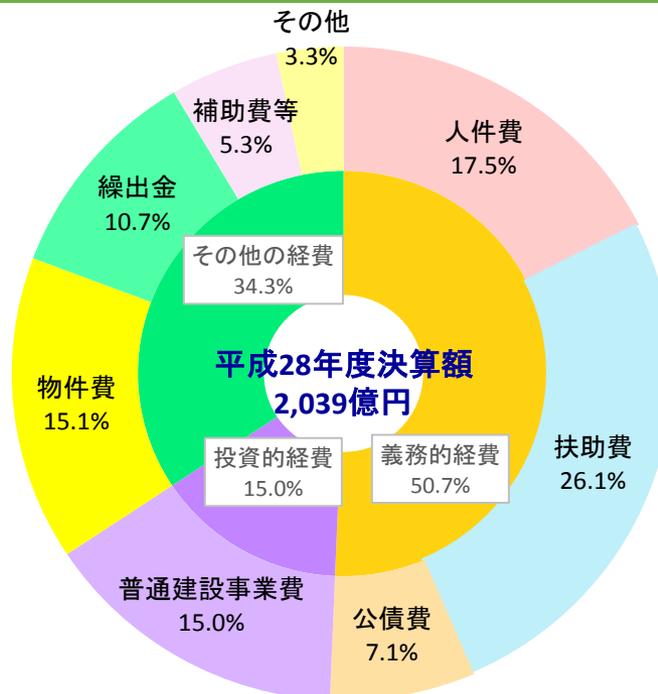
平成29年11月20日(月)

船橋市 企画財政部 政策企画課／財政課

歳出の区分

義務的経費と投資的経費とその他の経費

平成28年度船橋市歳出決算(一般会計)



○義務的経費: 支出が義務付けられている任意に削減できない経費。

職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費の合計をいう。歳出予算に占める義務的経費の割合が高いと財政が硬直化しているということになる。

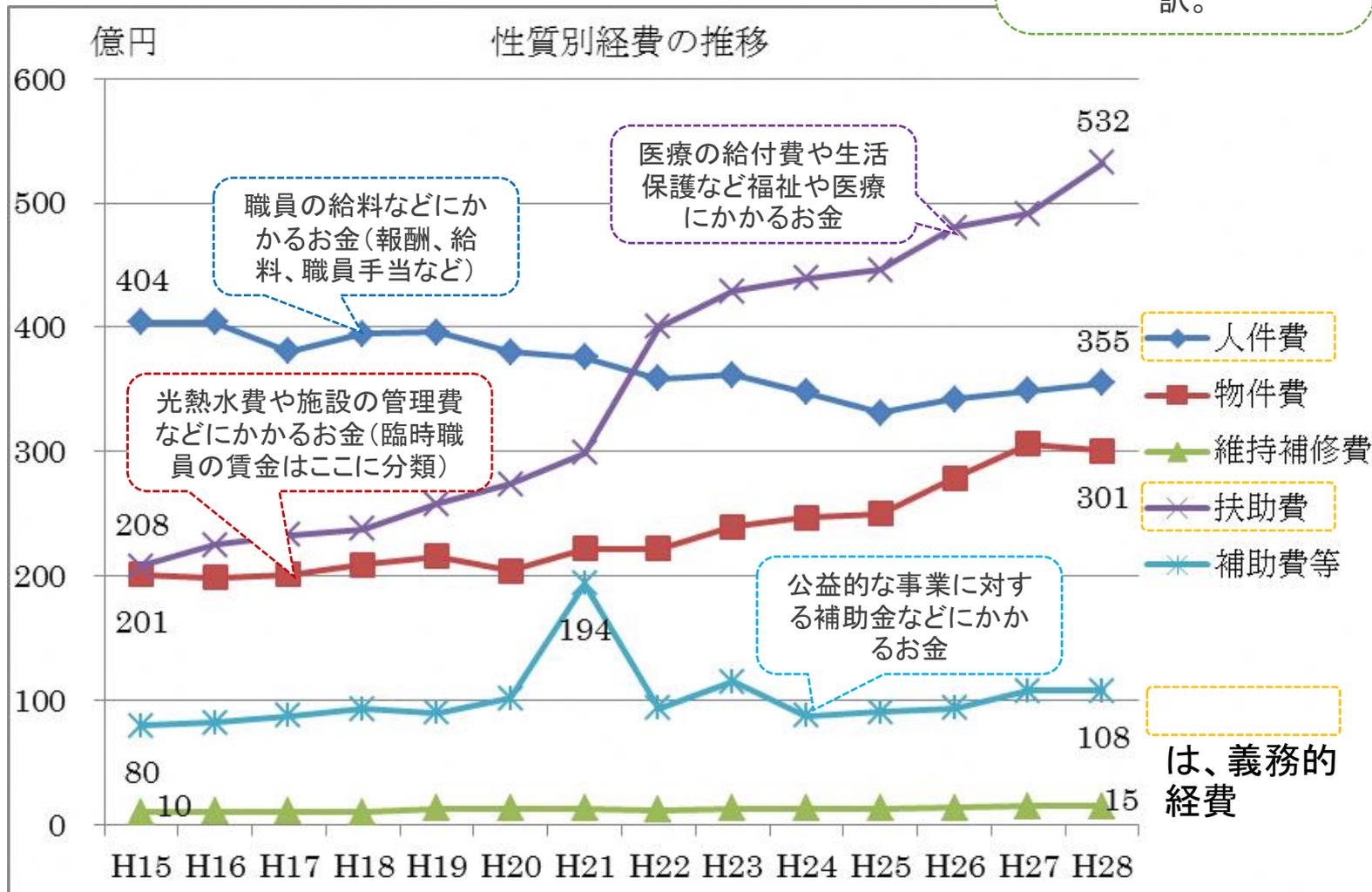
○投資的経費: 各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費。

これに分類できる経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費がある。

性質別経費の推移

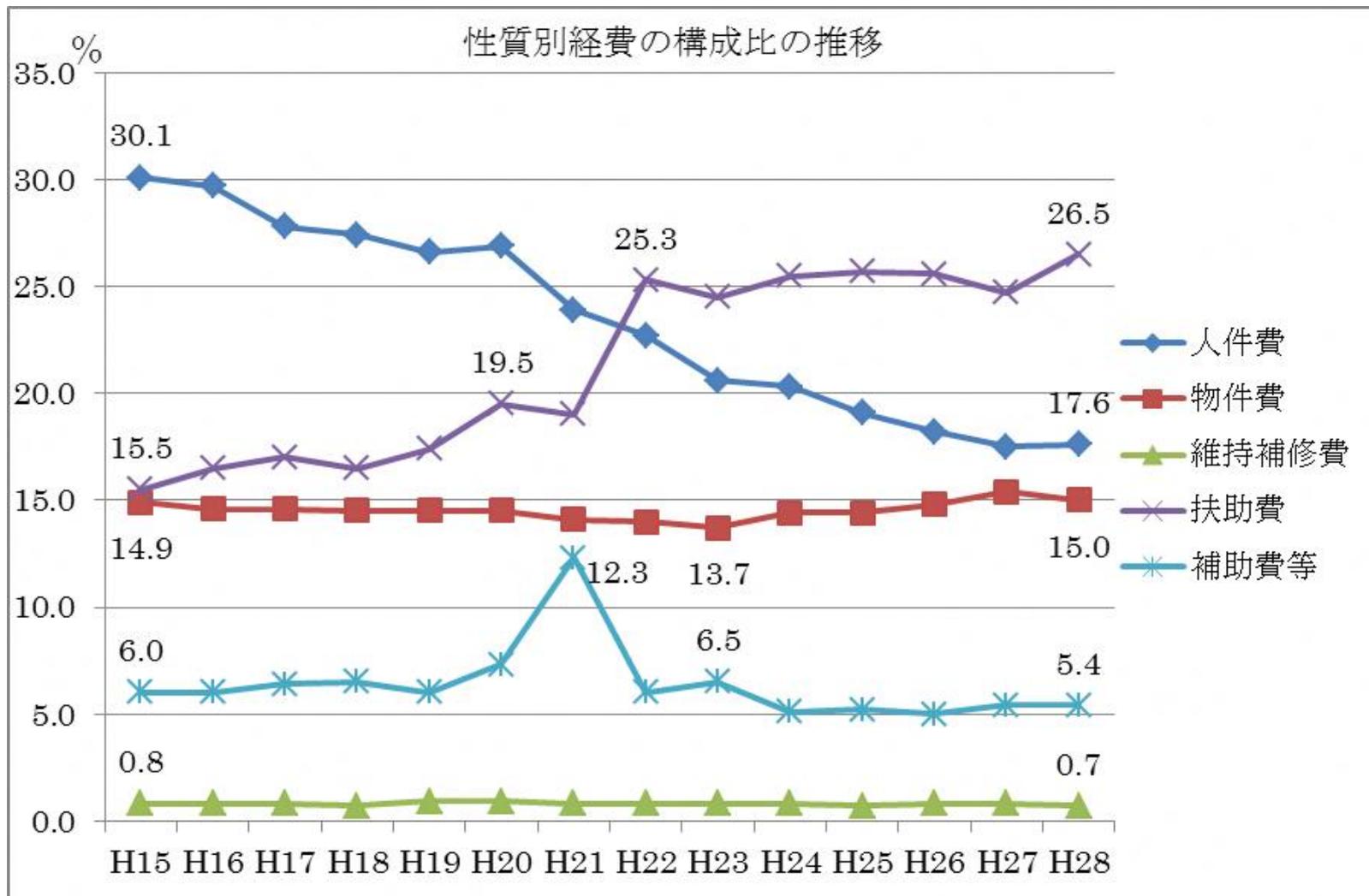
- 人件費はほぼ横ばいである。
- 物件費は近年増加傾向にある。
- 扶助費は平成15年度から大幅な増加傾向にある。

経費を経済的な性質別（義務的経費、投資的経費、その他の経費）に分類したものの内訳。



性質別経費の構成比の推移

○人件費の割合が減少し、一方で扶助費の割合が増加している。
 ○物件費、補助費等、維持補修費は、補助費等が平成21年度に大きな変化があるものの十数年間構成割合に変動がない。



平成29年度 第4回船橋市行財政改革推進会議資料

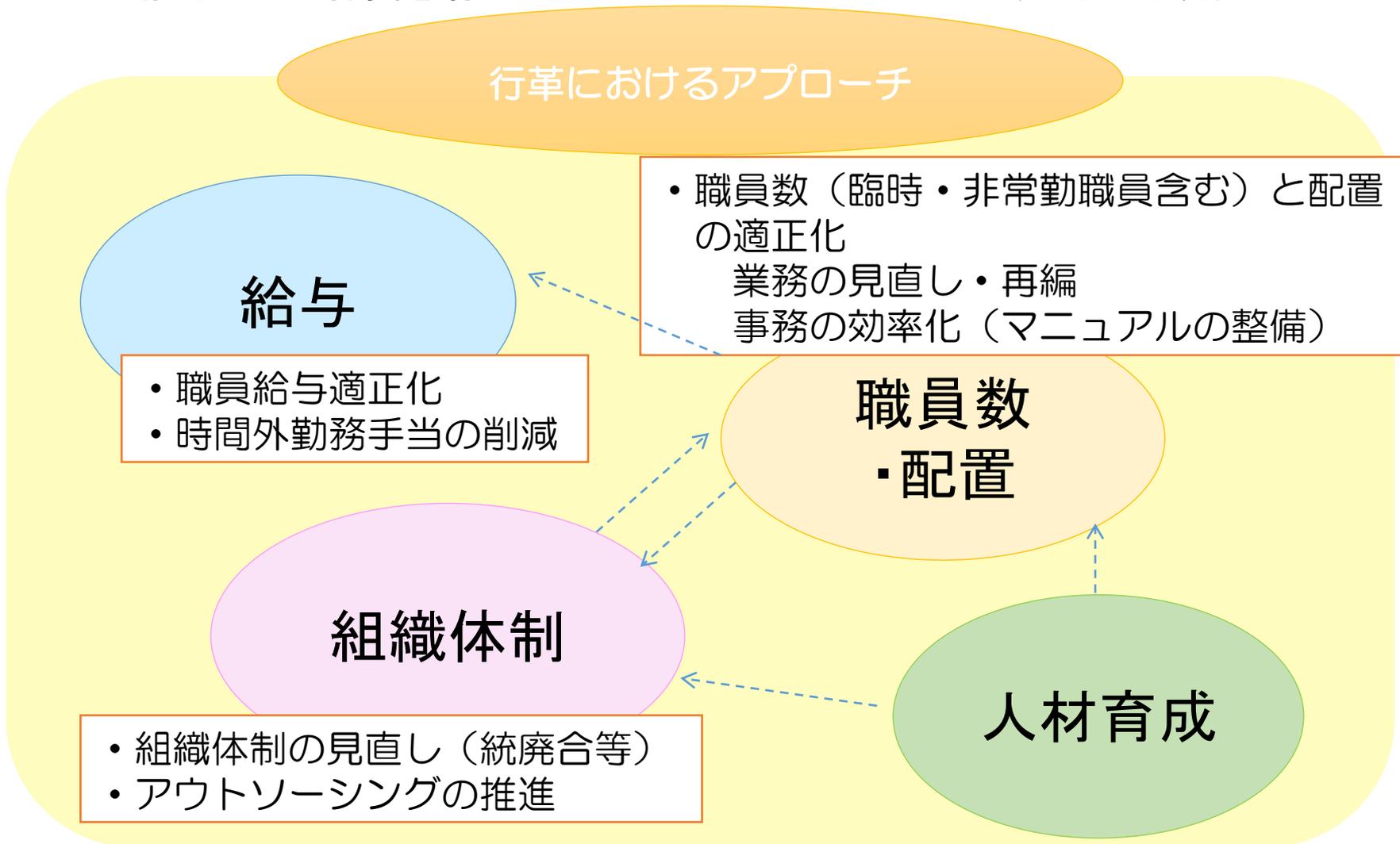
人件費について

平成29年11月20日(月)

船橋市 企画財政部政策企画課／総務部職員課

人件費削減・行革におけるアプローチ

相対的に人件費を増やさないためのアプローチとして考えられる項目



給与

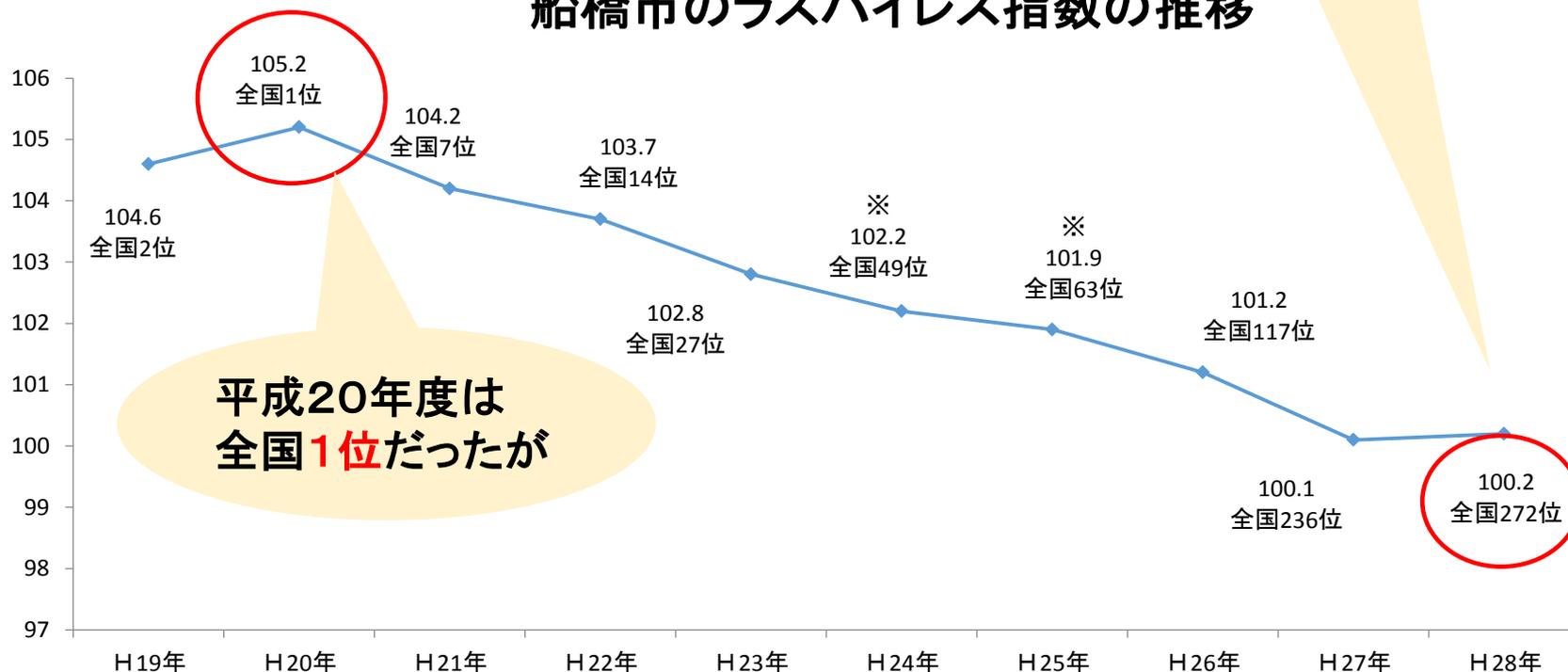
ラスパイレス指数の状況①

〇ラスパイレス指数とは

国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数。一般行政職について、学歴別・経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するもの。

現状では**272位**に

船橋市のラスパイレス指数の推移



平成20年度は
全国**1位**だったが

〇順位は政令市を含む市町村の全国順位

※H24、H25については、臨時特例法により国家公務員が時限的な給与減額措置を行ったため、

ラスパイレス指数はH24が110.6、H25が110.2となるが、上記は国家公務員が特例減額を行わなかったと仮定した場合の参考値。

給与

ラスパイレス指数の状況②

○千葉県内(近隣市)の状況
(平成28年4月1日)

* 指数差は、28年指数－27年指数

県内順位	団体名	28年指数	27年指数	(昨年度順位)	指数差
1	市 川 市	103.5	103.8	(1)	△ 0.3
	松 戸 市	103.5	102.8	(2)	0.7
5	柏 市	101.9	101.8	(5)	0.1
10	浦 安 市	101.4	100.8	(13)	0.6
14	千 葉 市	101.3	101.7	(6)	△ 0.4
32	船 橋 市	100.2	100.1	(26)	0.1

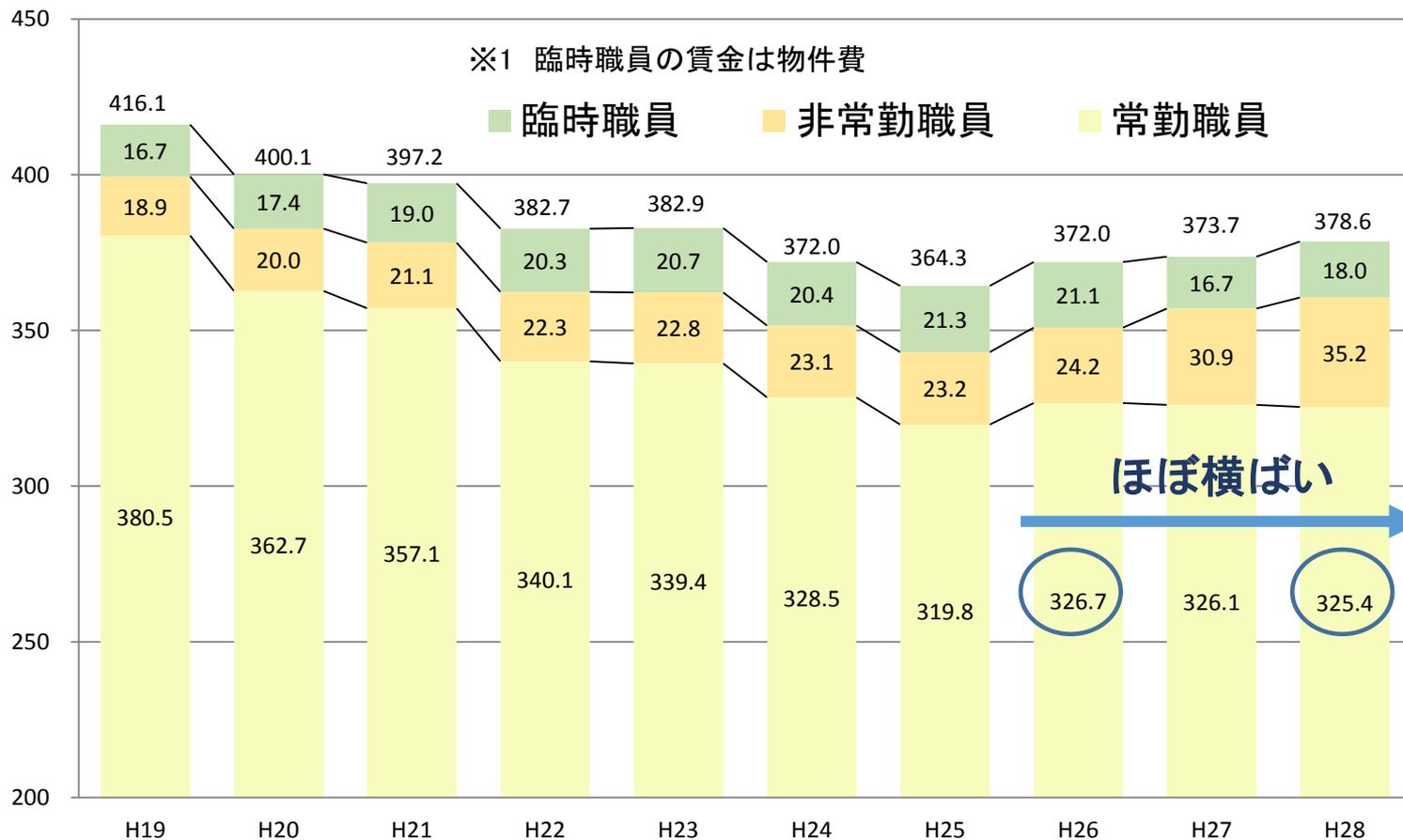
千葉県内では
54市町村中
32位

給与

一般職人件費※1の推移(一般会計・決算)

- ・常勤職員人件費については平成26年度より横ばい
- ・一方で非常勤職員人件費は10年で約2倍に

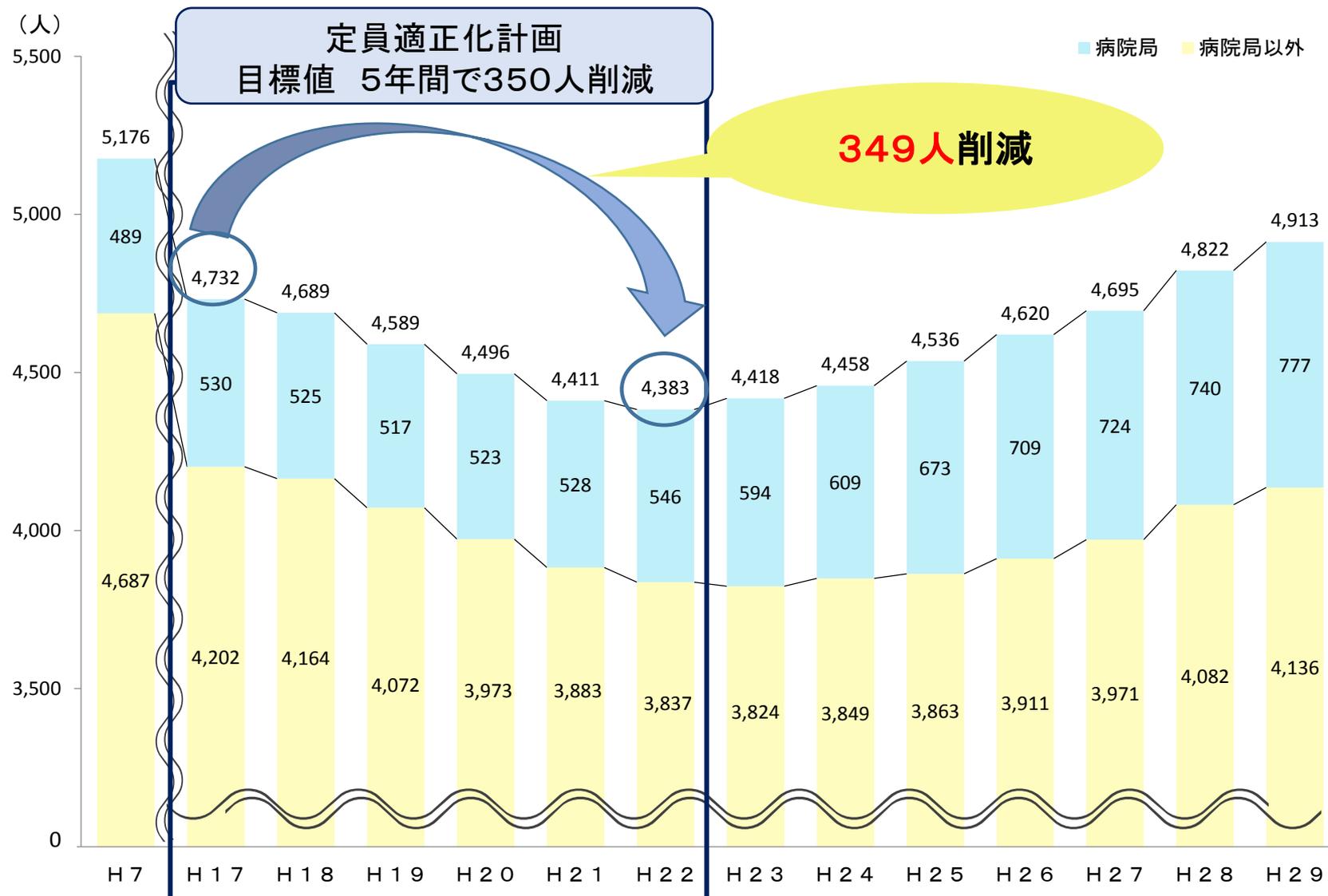
(億円)



平成32年度から「会計年度任用職員」制度の創設。実質的な昇給、期末手当等の支給も想定され、人件費の増加が見込まれる。

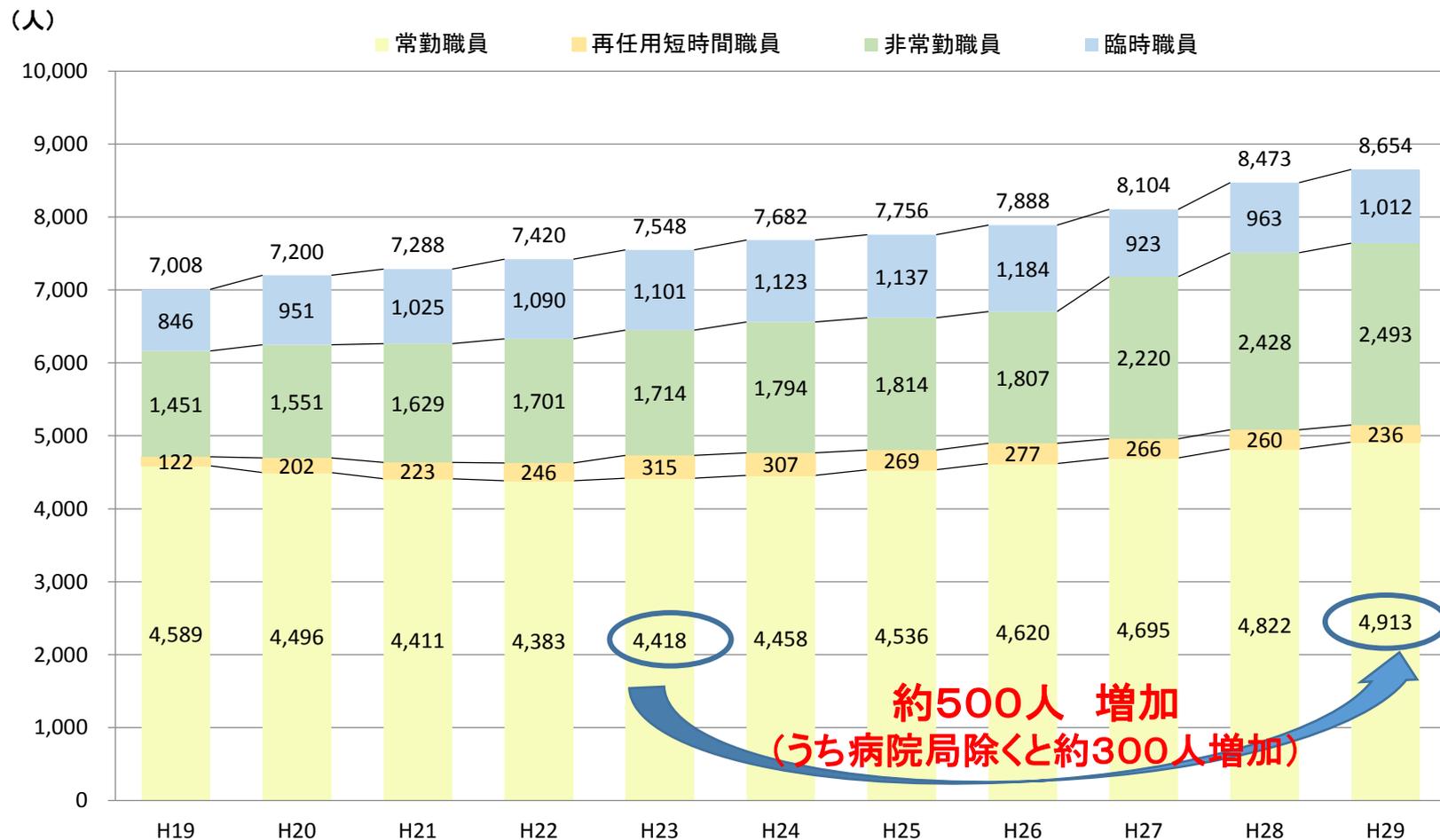
職員数 ・配置

第2次定員適正化計画(常勤職員数の推移)



職員数 ・配置

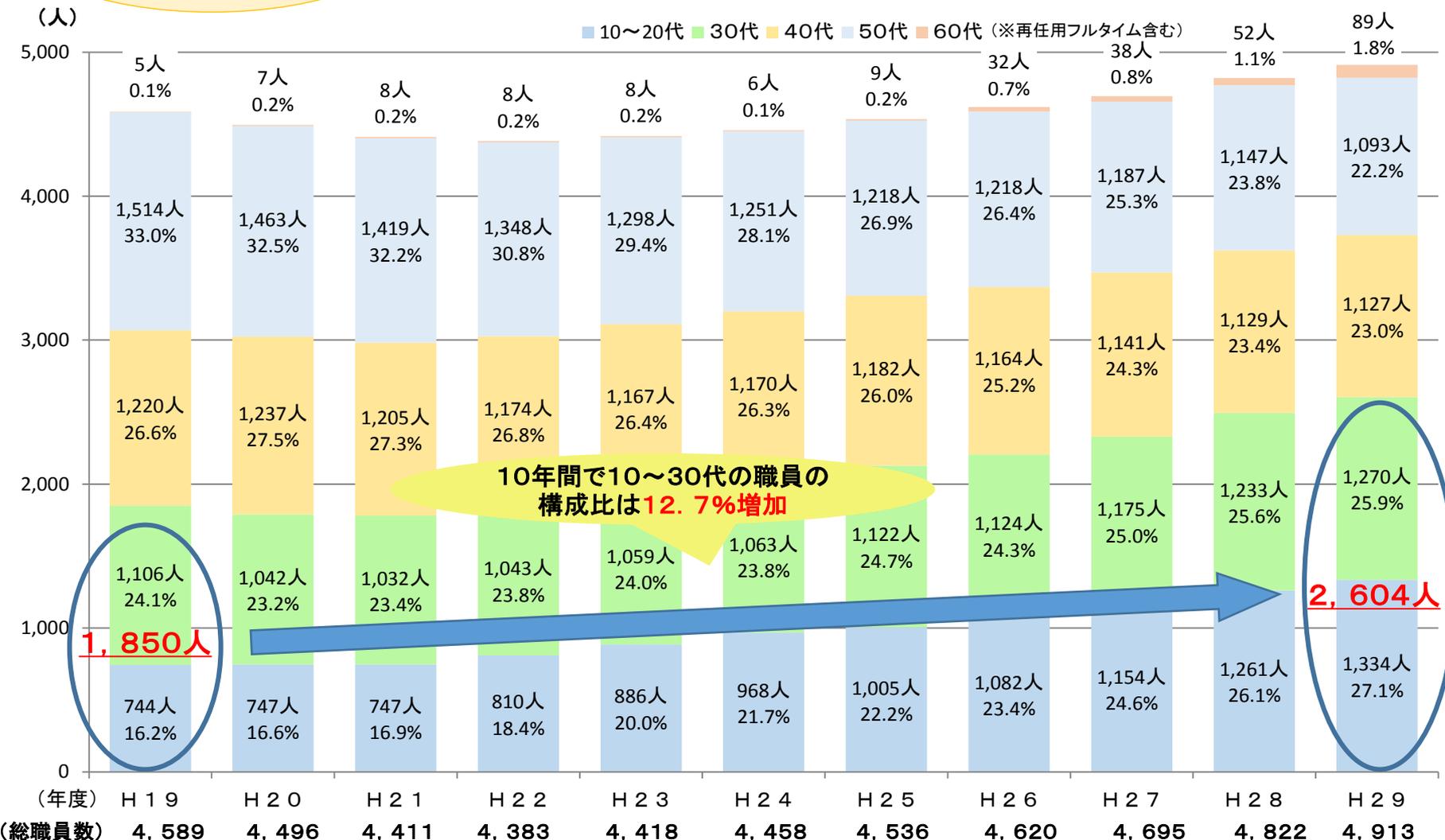
一般職の職員数推移 (任用形態別)



※各年度4月1日時点の職員数

職員数 ・配置

一般職の職員数推移 (常勤職員・年代別)

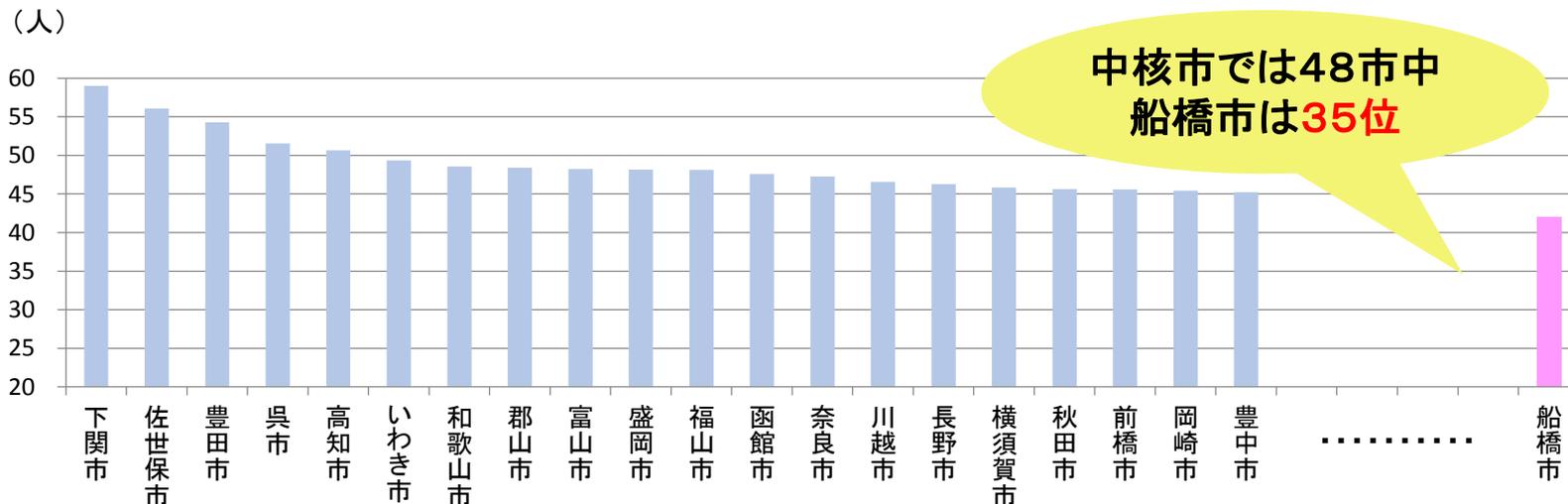


船橋市の平均在課年数は2.43年

(H29.4.1現在 一般事務(6～9級・再任用職員除く))

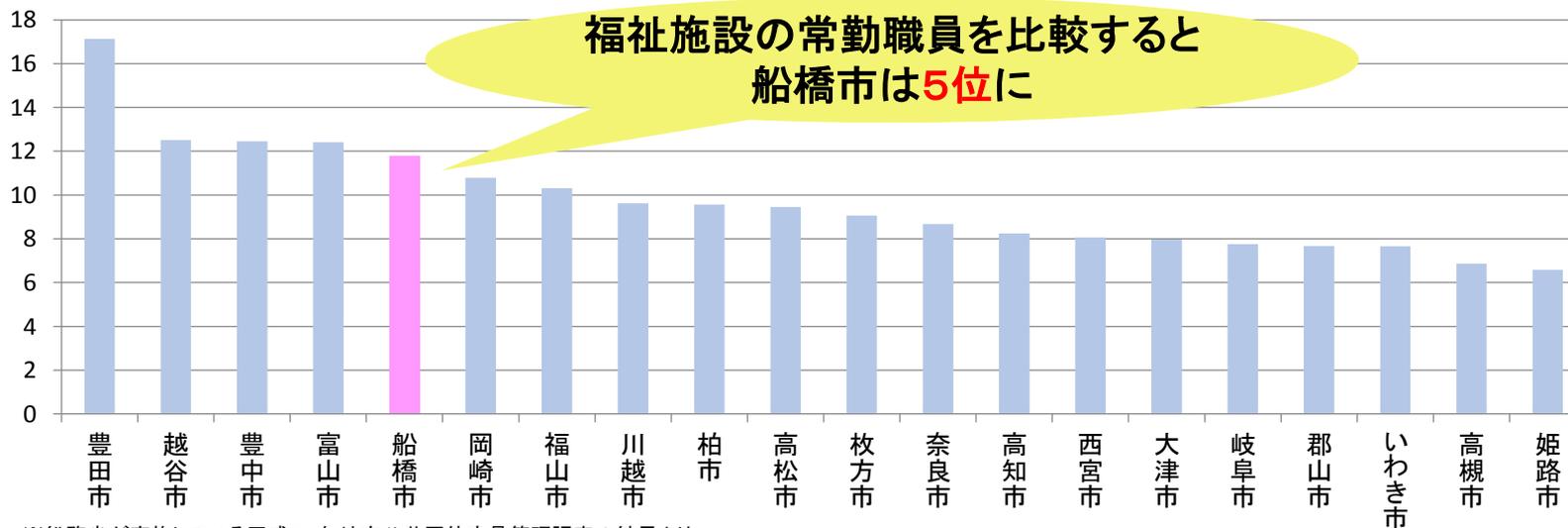
職員数 ・配置

人口1万人当たり常勤職員数(一般行政部門) 中核市比較



福祉施設の人口1万人当たり常勤職員数※1(一般行政部門) 中核市比較

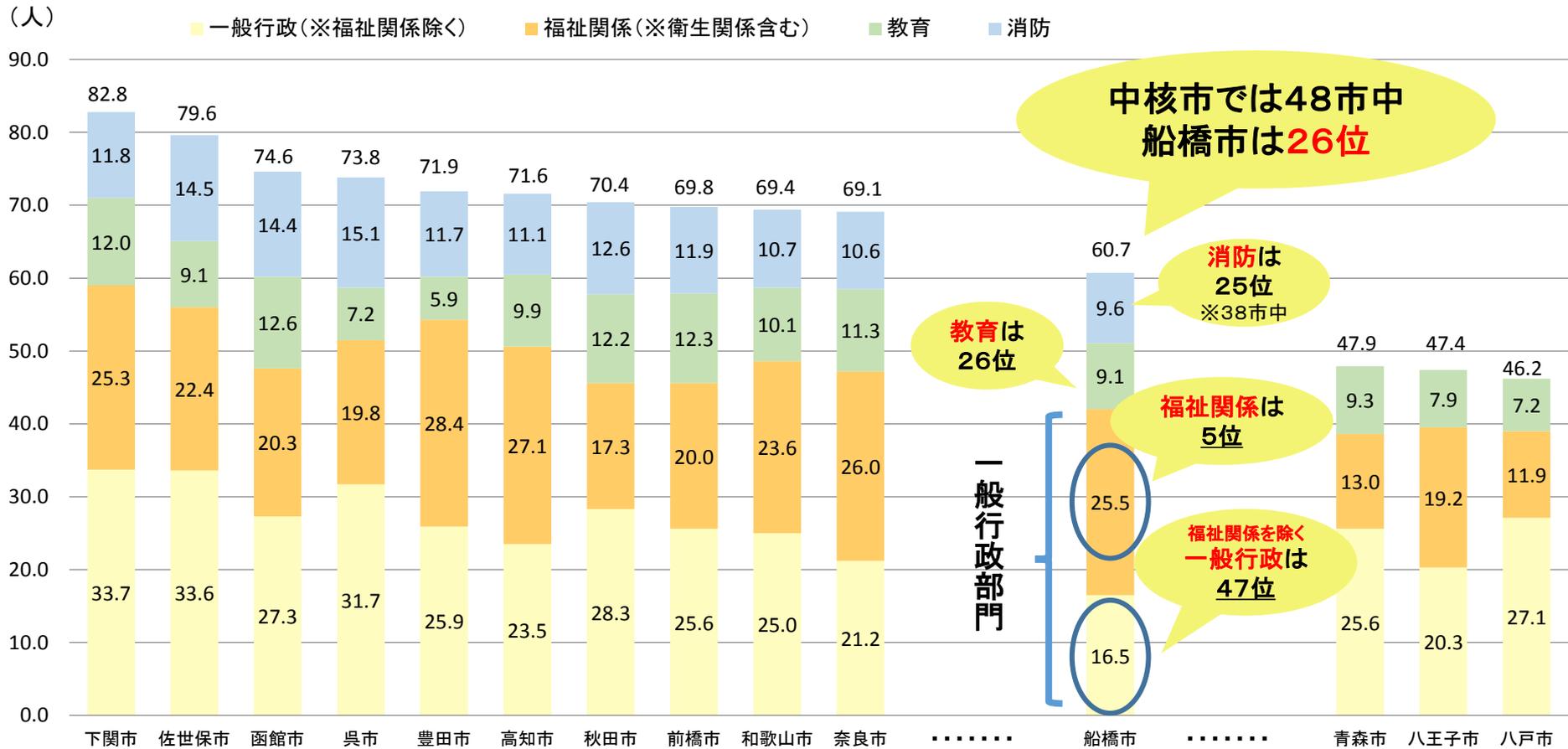
(人) ※1 平成28年地方公共団体定員管理調査をもとに、児童相談所等、保育所、老人福祉施設、その他の社会福祉施設に係る常勤職員の人数を比較



※総務省が実施している平成28年地方公共団体定員管理調査の結果より

職員数 ・配置

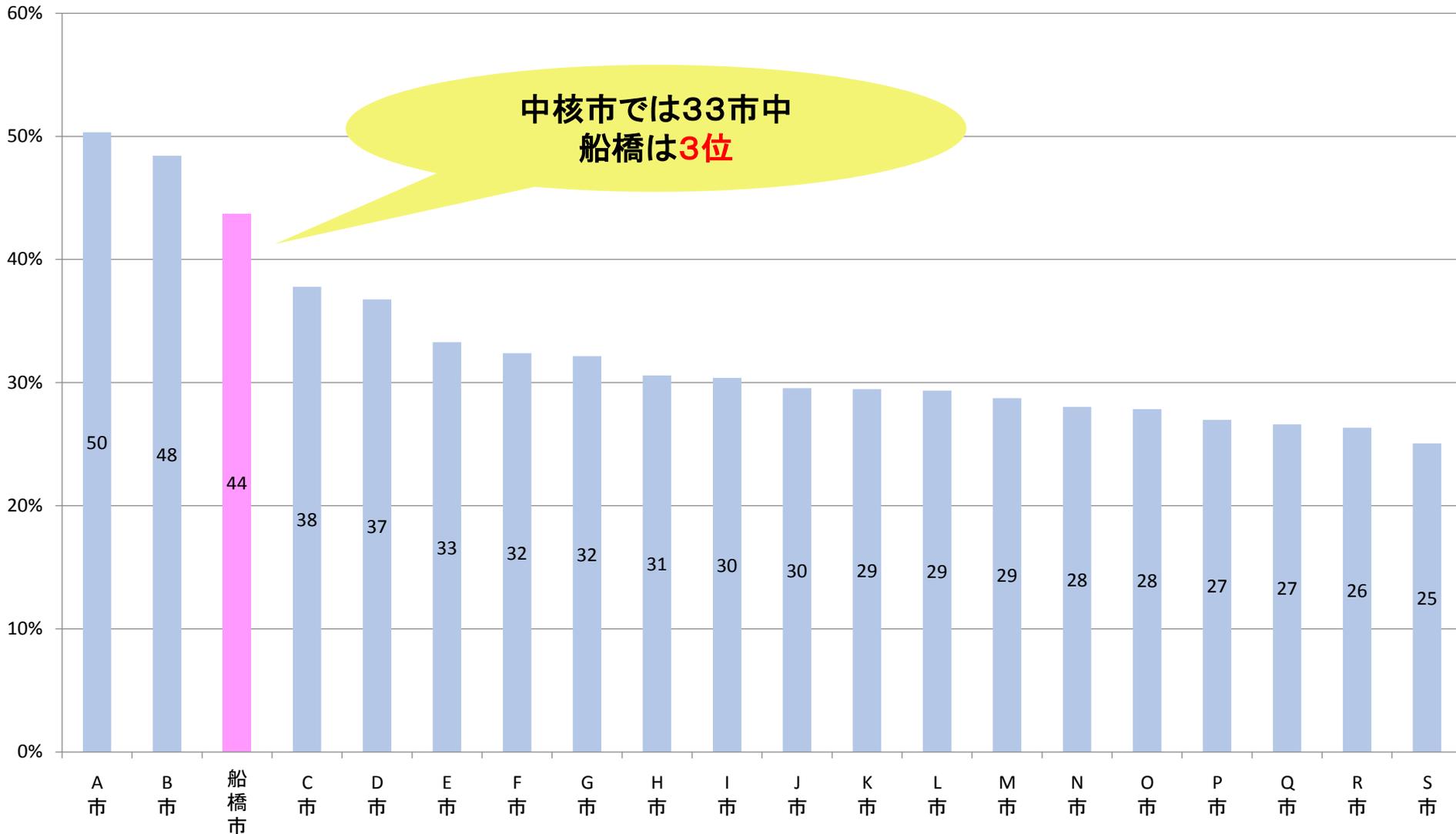
人口1万人当たり常勤職員数(部門別) 中核市比較



※総務省が実施している平成28年地方公共団体定員管理調査の結果より

職員数 ・配置

職員数に占める臨時・非常勤職員数の割合(一般行政部門) 中核市比較



※平成27年4月1日現在

職員数 ・配置

臨時・非常勤職員が多い施設

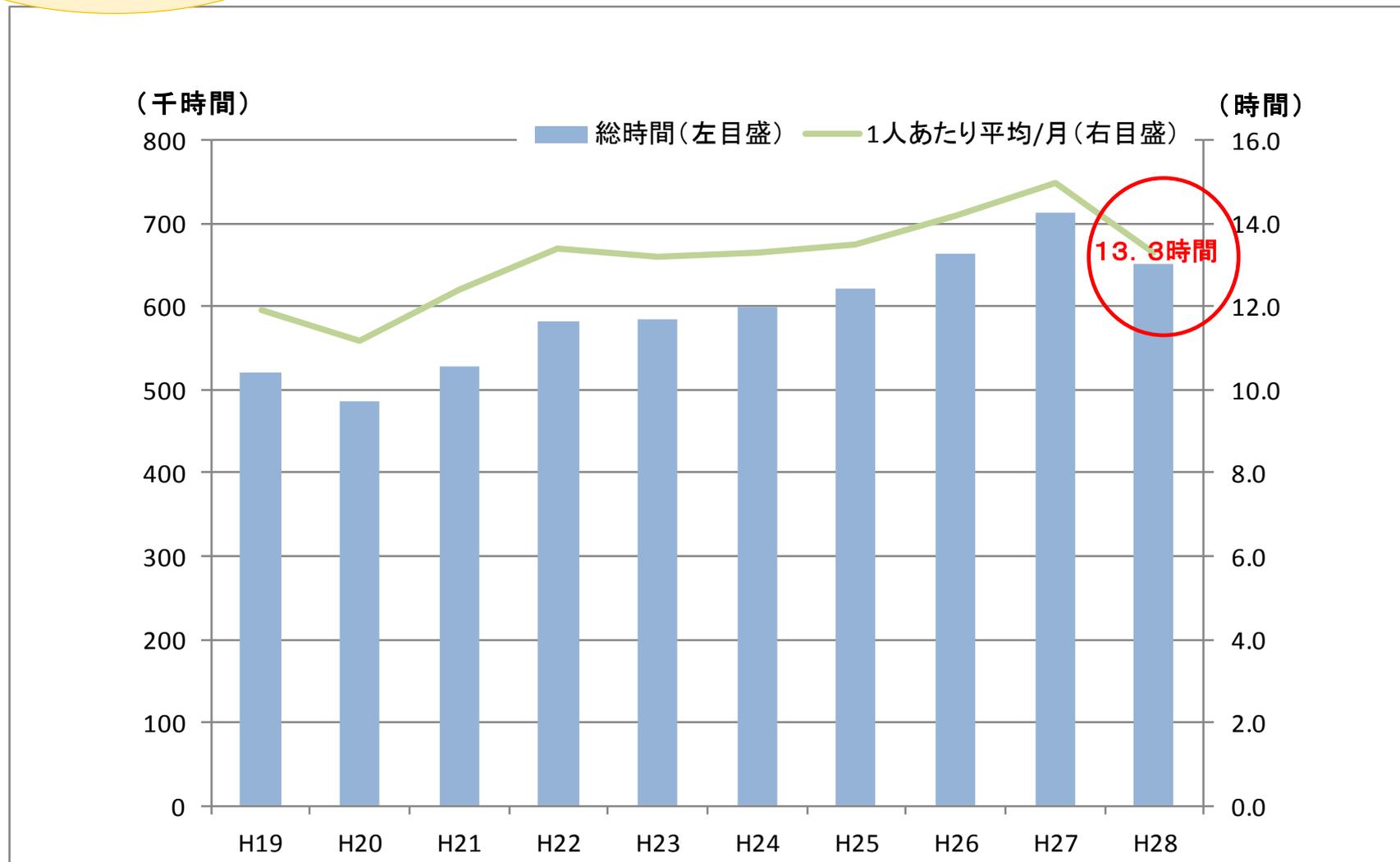
平成29年4月1日現在 単位(人)

施設等 ※()は施設数	合計	非常勤一般職	臨時的任用
本庁※分庁舎等含む	741	553	188
放課後ルーム(54)	525	437	88
保育園(27)	483	53	430
放課後子供教室(54)	259	179	80
公民館(26)	252	249	3
医療センター(1)	242	204	38
小学校(54)	180	99	81
児童ホーム(20)	98	95	3
中学校(27)	93	73	20
船橋駅前総合窓口センター(1)	89	66	23
保健所(1)	76	57	19
出張所(7)	67	58	9
地域包括支援センター(5)	45	45	0
図書館(1)	40	40	0
こども発達相談センター(1)	35	33	2
保健センター(4)	30	27	3
総合教育センター(1)	27	22	5
特別支援学校(1)	27	15	12
身体障害者福祉作業所太陽(1)	26	26	0
体育施設管理事務所(1)	19	19	0
清掃センター(1)	18	17	1
家庭児童相談室(1)	15	13	2
子育て支援センター(2)	13	13	0
消費生活センター(1)	13	13	0

※臨時・非常勤職員が合計10人以上配置されている施設を抜粋
 ※施設数には指定管理等により職員を配置しない施設は含まない。

時間外勤務

本市の時間外勤務時間の年度別増減

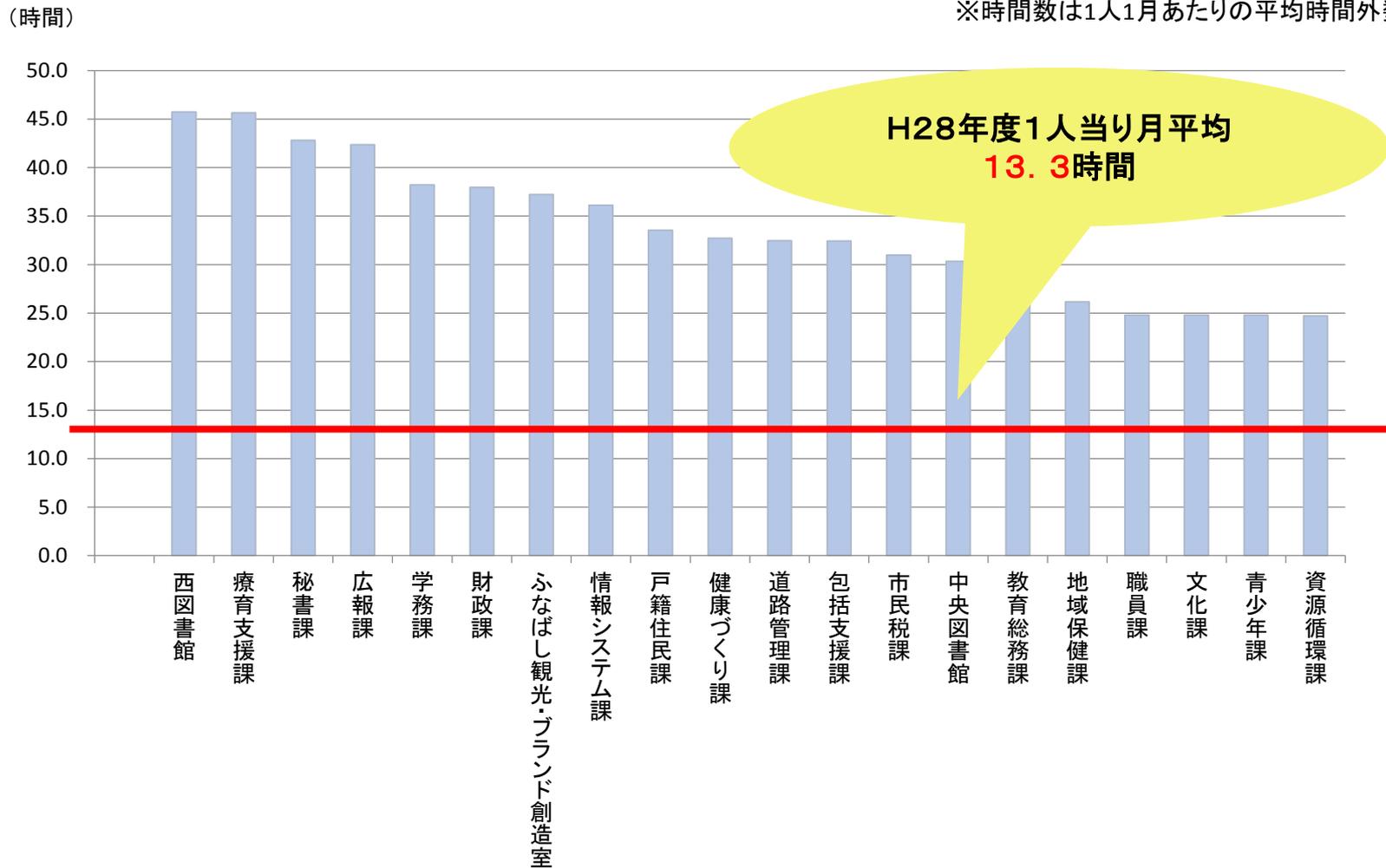


時間外勤務

所属別平均時間外勤務時間数

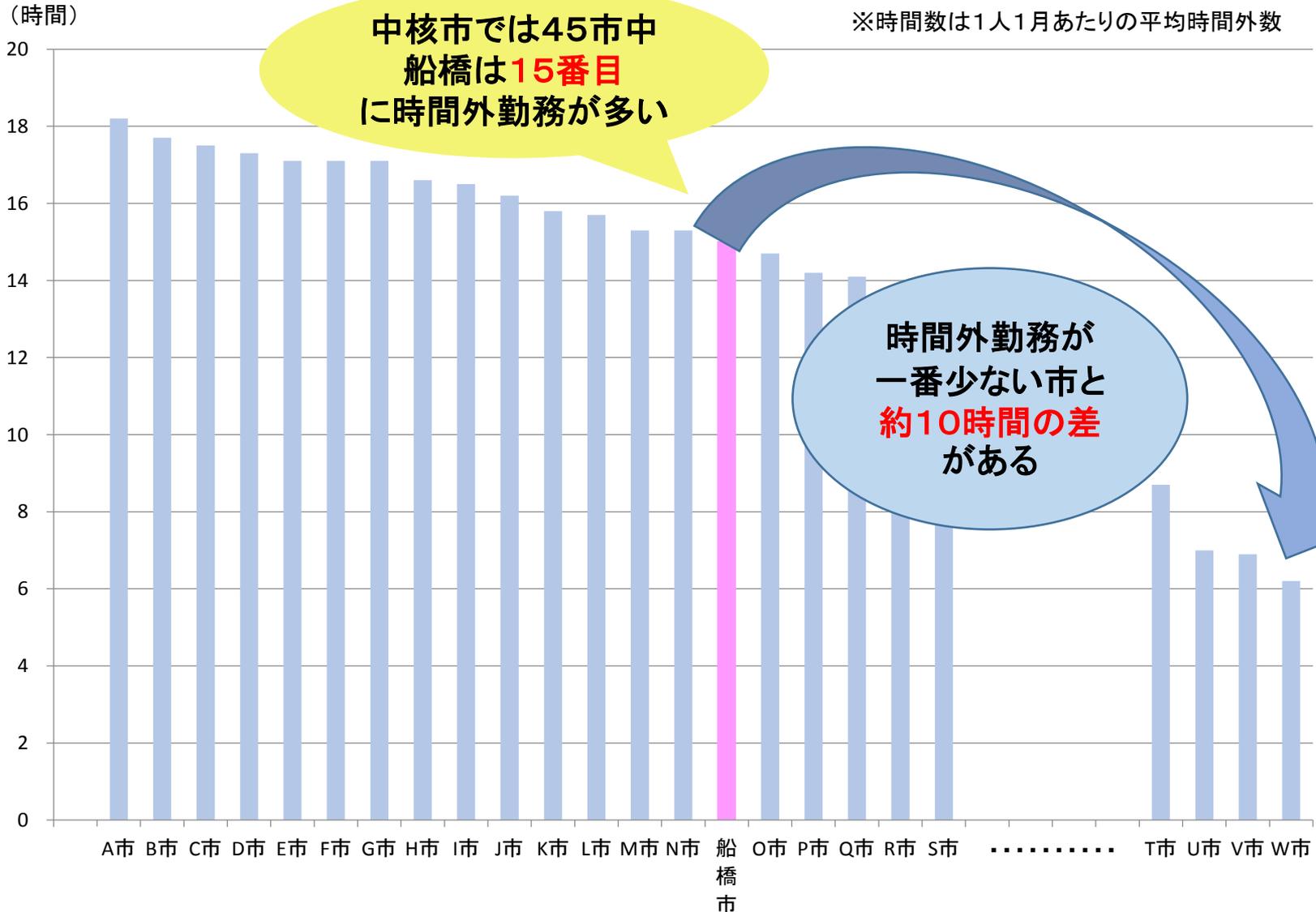
平成28年度時間外勤務時間数が多い所属 TOP20

※時間数は1人1月あたりの平均時間外数



時間外勤務

平均時間外勤務時間数 中核市比較



※平成27年度データ

參考資料

本市におけるこれまでの職員給与適正化の取組み

・職員給与については、これまで段階的に各種見直しを実施

平成19年 平成20年	給与構造改革 （船橋市独自の給料表から国準拠の給料表へ移行） 管理職手当の定額化 （給料月額に一定率を乗じて算出する定率制から定額制へ） 特殊勤務手当の見直し（年末年始特勤等の特殊業務手当の廃止等）
平成23年 平成24年 平成25年	特殊勤務手当の見直し（保健保育手当の一部廃止等） 給与構造改革の経過措置額（現給保障額）を半減（上限1万円） 給与構造改革の経過措置の廃止 55歳超の職員の昇給抑制 （標準の成績では昇給しない） 住居手当（持家に関する手当）の廃止
平成26年	退職手当の引下げ （平成25～27年にかけて段階的に実施） 給料表継足し部分の廃止 （国の給料表の最高号給に独自に号給を拡大していたものを廃止） 年齢による号給加算等の廃止
平成27年	給与制度の総合的見直し（給料水準を平均2%削減）

従来からの取り組み

- 時間外勤務の事前命令、実績確認(所属長による時間外勤務の把握・指示)
- ノー残業デー(毎週水曜日)、ワークライフバランスデー(第2・4金曜日)の実施
- 月80時間超の時間外勤務をした職員への産業医面談や問診による健康状態把握
- 時間外勤務の多い職場に対するヒアリングの実施

平成28年度の取り組み

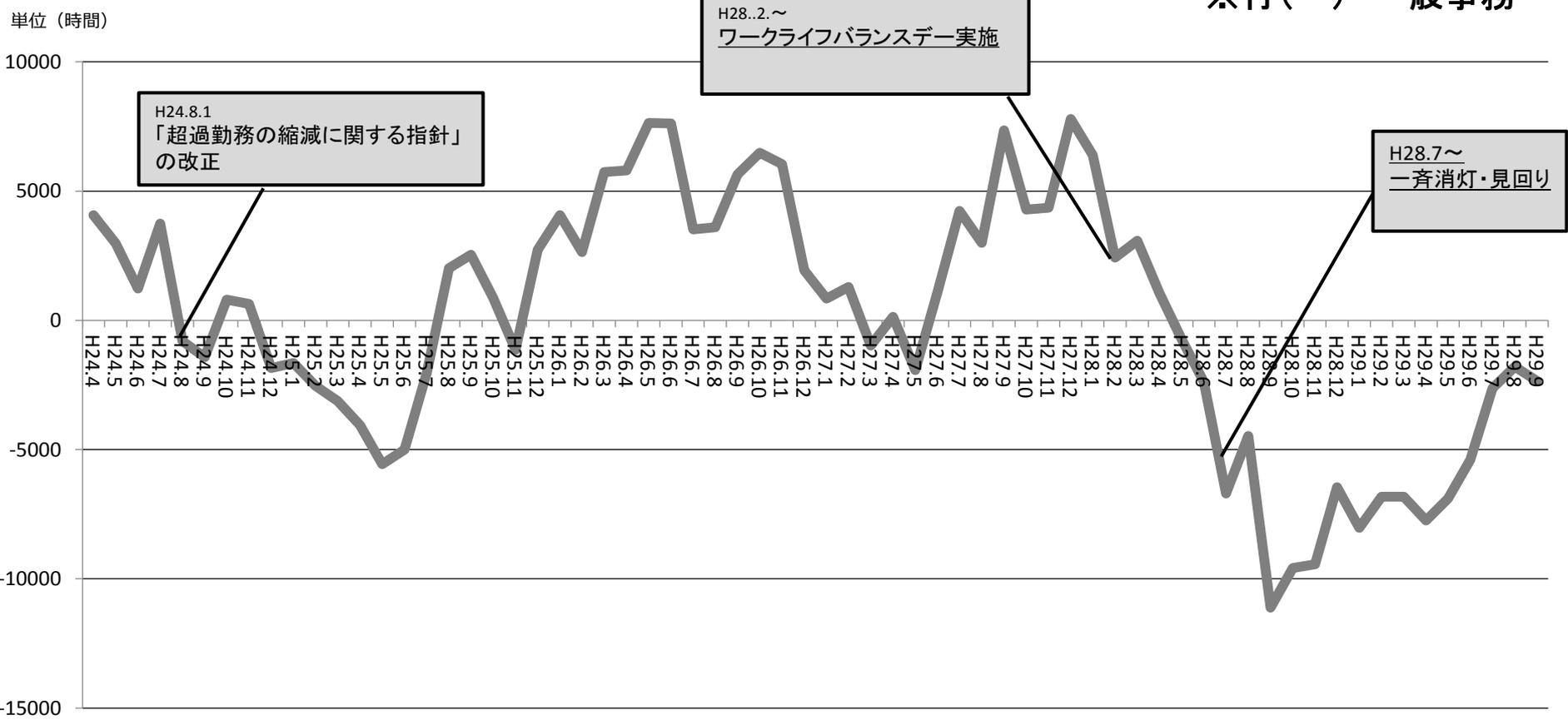
- 午後7時に照明の一部を自動消灯し、退庁を促す。
- 夏季は午後7時までの冷房実施(従来は午後5時15分まで)
- 朝(始業時前)の時間外勤務の奨励
- 職員巡回による、ノー残業デー・ワークライフバランスデーの時間外勤務の実態把握

平成29年度の取り組み

- 部長をワークライフバランス推進対策員に任命し、月80時間超または2月連続で60時間超の時間外勤務をした職員の把握と是正策の報告を実施
- 時間外勤務の平準化のため、人事異動において職員配置の見直しを実施
- 週休日の振り替えの徹底

時間外勤務時間数(対前年度比)の推移

※行(一) 一般事務



本市におけるワークライフバランスの推進に向けた取り組み(平成22年度以降)

- 平成22年6月
 - 育児休業・部分休業の取得要件の緩和(配偶者の就業や育児休業取得の有無等に関わりなく取得可能に)
 - 産後パパ育休の新設
 - 時間外勤務の免除制度の新設(3歳未満の子のある職員が養育のため請求した場合)
 - 子の看護休暇の取得要件の拡充・日数の拡大(予防接種や健康診断でも取得可能に・子2人以上の上限が5日から10日に拡大)
- 平成22年8月
 - 出産・育児に関する制度案内を職員に周知
- 平成23年3月
 - 育児休業期間における退職手当の除算率を緩和
- 平成24年4月
 - 非常勤職員の育児休業制度及び介護休暇制度を導入
- 平成24年7月
 - 部長研修の実施(ワークライフバランスの意識啓発)
- 平成24年8月
 - 毎週水曜日のノー残業デーに部長による職場巡視を開始
- 平成25年4月
 - 非常勤職員・臨時職員の産前休暇の取得期間を6週間から8週間へ拡大
- 平成25年10月
 - 所属長研修の実施(ワークライフバランスの意識啓発)
- 平成26年4月
 - 育児短時間勤務制度の導入
 - 非常勤職員の育児休業期間における「ならし保育」取得期間の緩和
- 平成27年5月
 - 育児に関する制度等をまとめた「仕事と子育て応援パンフレット」を作成
- 平成27年5月
 - 時間外勤務時間の削減目標設定(前年度比1人1時間の減)
- 平成28年2月
 - ワークライフバランスデーの設定
- 平成28年4月
 - 育児休業取得に伴う勤労手当の減額措置に係る対象期間の見直し(1か月以内は減額対象外)
- 平成28年7月
 - ノー残業デー等における時間外勤務の状況を把握するための巡回実施(本庁職場)
 - 職員に退庁を促すための19時一斉消灯実施(本庁職場)
- 平成29年2月
 - 管理監督職研修の実施(ワークライフバランスの意識啓発)
- 平成29年4月
 - 介護時間制度の新設、介護休暇の分割取得対応、介護を行う職員の時間外勤務免除

「会計年度任用職員」制度の導入等について

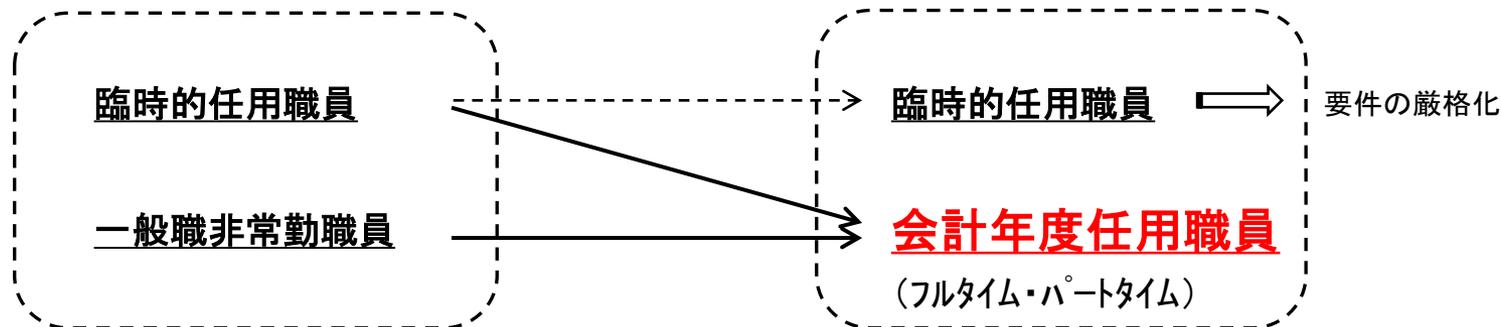
平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の改正法が成立(平成32年4月1日施行)

地方公務員の臨時・非常勤職員について、臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の「会計年度任用職員」制度を創設。

この新たな制度に移行することにより、任用・サービスの適正化を図るとともに、**これまで支給の認められていなかった「期末手当」が会計年度任用職員に対し支給可能となる。**

【現行】

【改正後】



＜制度導入後に人件費への影響が想定される部分＞

- 会計年度任用職員を6月以上にわたって任用する場合、期末手当を支給する必要がある。
- 国が発出した事務処理マニュアルでは、会計年度任用職員を再度任用する際に実質的に「昇給」させるよう号給の加算方法が示されている。
- 常勤職員と同時間勤務するフルタイムの会計年度任用職員を任用した場合は、**さらに退職手当の支給も必要となる。**

※上記に加え、今後、任期付職員制度の拡充も検討。

《公共施設等》

項目 市名	指定管理者導入施設数						行政財産延べ床面積 ㎡	普通財産延べ床面積 ㎡
	レクリエーション・スポーツ施設 カ所	産業振興施設 カ所	基盤施設 カ所	文教施設 カ所	社会福祉施設 カ所	カ所		
函館市	553	25	2	450	67	9	1,110,604	65,191
旭川市	564	10	5	486	20	43	1,160,868	13,810
青森市	167	24	17	66	32	28	1,190,224	42,021
八戸市	137	24	6	52	27	28	972,547	17,926
盛岡市	229	30	8	41	67	83	1,047,058	27,819
秋田市	61	14	4	2	29	12	1,082,967	10,328
郡山市	51	16	2	4	7	22	1,174,982	18,156
いわき市	299	37	11	172	59	20	1,561,882	36,702
宇都宮市	115	28	2	31	41	13	1,421,137	33,155
前橋市	82	37	5	17	7	16	1,272,076	149,745
高崎市	96	37	3	20	6	30	1,312,678	19,345
川越市	30	5	1	9	7	8	771,764	3,447
越谷市	34	11	-	4	13	6	572,801	10,708
船橋市	29	3	-	2	3	21	1,194,995	28,645
柏市	80	26	2	37	6	9	758,488	7,403
八王子市	930	31	3	770	44	82	1,126,212	16,920
横須賀市	144	25	2	91	7	19	1,227,618	15,627
富山市	273	73	7	157	8	28	1,666,344	32,192
金沢市	226	42	3	38	61	56	1,418,126	33,393
長野市	358	68	30	133	34	93	1,562,224	46,548
岐阜市	100	17	6	22	25	30	1,250,406	41,230
豊橋市	172	28	2	37	87	18	1,207,299	29,958
岡崎市	135	5	5	4	101	20	1,118,063	7,065
豊田市	219	59	13	75	51	21	1,573,305	125,202
大津市	289	13	4	248	10	14	1,062,636	7,236
豊中市	76	20	1	48	4	3	898,278	43,347
高槻市	50	21	-	13	2	14	786,872	16,159
枚方市	46	8	-	22	6	10	723,766	3,502
東大阪市	91	6	2	64	11	8	1,063,009	27,103
姫路市	84	33	2	5	20	24	1,942,767	23,541
尼崎市	155	18	-	102	17	18	1,636,501	177,329
西宮市	272	12	-	193	13	54	1,539,916	38,842
奈良市	199	50	10	12	85	42	1,078,994	10,994
和歌山市	91	6	1	57	20	7	1,285,705	8,214
倉敷市	227	18	12	124	13	60	1,529,223	8,467
呉市	266	36	32	120	20	58	1,107,702	102,611
福山市	153	64	10	18	15	46	1,375,476	126,463
下関市	136	34	56	5	8	33	1,551,854	20,573
高松市	183	43	7	66	57	10	1,383,479	50,134
松山市	104	19	1	52	14	18	1,595,589	35,265
高知市	187	7	5	148	16	11	1,270,510	24,391
久留米市	393	33	4	308	16	32	1,008,964	71,769
長崎市	140	18	2	67	32	21	1,831,371	130,897
佐世保市	60	24	6	6	2	22	1,218,568	68,720
大分市	15	4	-	1	8	2	1,327,122	9,764
宮崎市	242	43	26	69	78	26	1,316,934	12,379
鹿児島市	122	32	3	7	15	65	2,226,500	23,504
那覇市	72	7	2	22	17	24	1,101,954	10,402
中核市合計	8,737	1,244	325	4,497	1,308	1,337	60,618,357	1,884,143
中核市平均	182	26	7	94	27	28	1,262,882	39,253

備考

□平成28年4月1日現在を記入

□レクリエーション・スポーツ施設: 競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール等

□産業振興施設: 情報提供施設、展示場施設等

□基盤施設: 駐車場、公園、水道施設、下水道終末処理場等

□文教施設: 市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家等

□社会福祉施設: 病院、老人福祉センター等

□行政財産、普通財産の延べ床面積は、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項

における財産に関する調書の建物延床面積計(平成28年3月31日現在)

※平成28年度 中核市市長会 都市要覧より